

H29年度の出水概要の説明

2017年全国の主な水害

2017年の主な水害（床上浸水10戸以上）

7月5日	九州北部豪雨	死者38名、家屋浸水2169戸
7月22日	梅雨前線に伴う大雨	浸水家屋数1039戸 ※「雄物川（国管理区間）沿川」における被害
9月17日	台風第18号及び前線	国管理河川7水系14河川、県管理河川29河川で浸水被害が発生
10月23日	台風第21号	国管理河川11水系13河川、道府県管理河川41河川で被害が発生



7月22日からの梅雨前線に伴う大雨

おもののがわ 雄物川のはん濫状況 <秋田県大仙市>

台風第18号及び前線

しりべしとしべつがわ 後志利別川のはん濫状況 <北海道今金町>

つくみがわ 津久見川のはん濫状況 <大分県津久見市>

台風第21号

きしがわ 黄志川におけるポンプ排水の状況 <和歌山県紀の川市>

→ 台風経路

● 主な水害 (床上浸水10戸以上)

● 主な土砂災害 (土砂災害発生件数が50戸以上)

平成29年の台風について

- 年間発生数は平年に近いが、接近数は「少ない方から7位タイ」と比較的少数
- しかし上陸数は7月～10月、及び年間で平年を上回る
- 特に7月は、発生、接近、上陸数いずれも平年を上回る
- 平年では減少傾向にある9月、10月も、8月と同数の接近、上陸があった

平年値	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
発生数		0.6	1.1	1.7	3.6	5.9	4.8	3.6	2.3	1.2	25.6
接近数※1		0.2	0.6	0.8	2.1	3.4	2.9	1.5	0.6	0.1	11.4
上陸数※2			0.0	0.2	0.5	0.9	0.8	0.2	0.0		2.7

2017年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
発生数		1		1	8	5	4	3	3	2	27
接近数※1					4	2	2	2			8
上陸数※2					1	1	1	1			4

赤字：平年値（1981年～2010年の30年平均）を上回るもの

※1 接近：台風が国内のいずれかの気象官署等から300km以内に入った場合

※2 上陸：台風が北海道、本州、四国、九州の海岸線に達した場合

(参考) 平成29年 台風第3号、5号の概要

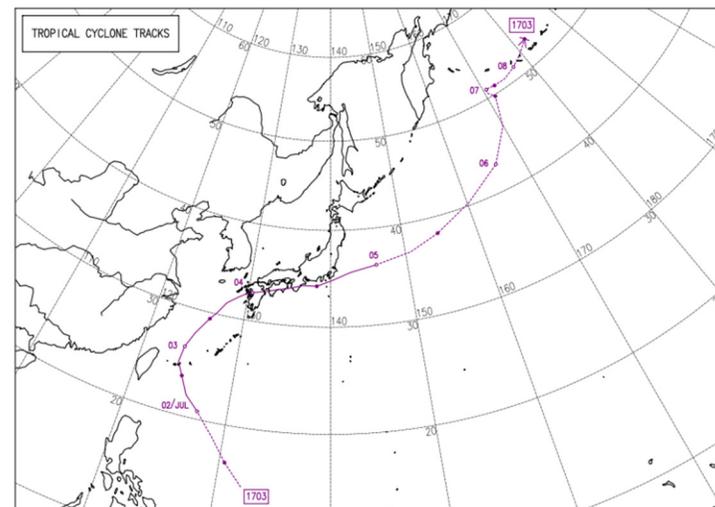
○台風第3号

- 7月4日08時頃、長崎市付近に上陸
- 4日12時過ぎ、愛媛県宇和島市付近に上陸
- 4日17時前、和歌山県田辺市付近に上陸

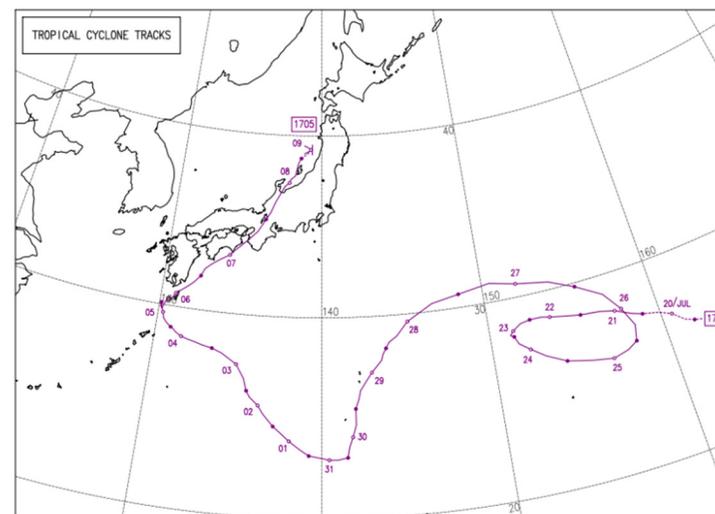
○台風第5号

- 8月7日10時前、高知県室戸岬を通過
- 7日15時過ぎ、和歌山県北部に上陸
- 台風の発生から消滅まで（台風期間）が19日間と長く、1951年の統計開始以来、長寿台風第2位を記録

順位	台風番号	発生日時	消滅日時	台風期間(日)
1	8614	1986.8.18 15時	1986.9.6 21時	19.25
2	1705	2017.7.20 21時	2017.8.8 21時	19.00
	7207	1972.7.7 21時	1972.7.26 21時	19.00
3	6722	1967.8.30 09時	1967.9.17 15時	18.25
4	9120	1991.9.16 15時	1991.10.2 9時	15.75
5	7209	1972.7.9 03時	1972.7.24 15時	15.50



気象庁 台風経路図 平成29年（2017年）台風第3号



気象庁 台風経路図 平成29年（2017年）台風第5号

平成29年 台風第18号の概要

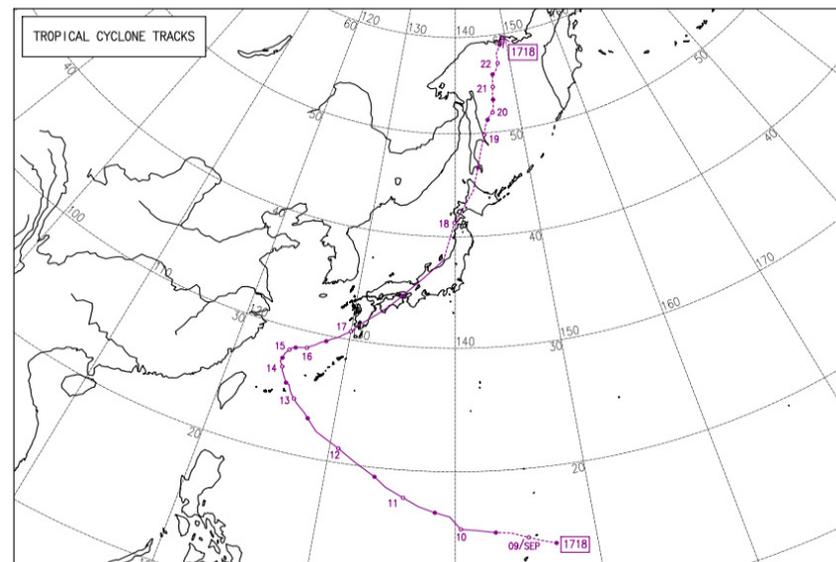
○台風第18号

- 9月17日12時頃、鹿児島県垂水市付近に上陸
- 17日16時半頃、高知県西部に上陸
- 17日22時頃、兵庫県明石市付近に上陸
- 17日の夕方から夜遅くにかけて岡山県に暴風・大雨をもたらした

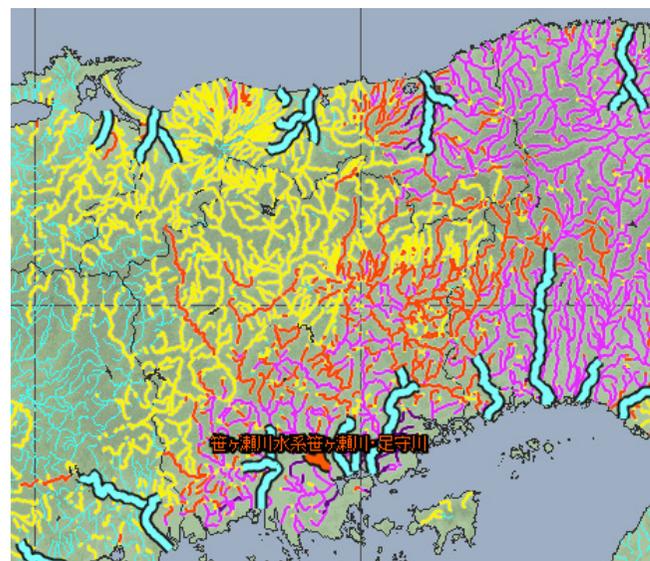
○岡山県全域の被害概要

項目	内容
人的被害	軽傷1名（浅口市） 10月10日9時現在
住宅被害	一部損壊：7棟 床上浸水：65棟 床下浸水：604棟 10月10日9時現在
避難の対象	避難指示（緊急）：220世帯、533人 避難勧告：108,437世帯、250,700人 避難準備・高齢者等避難開始： 42,125世帯、97,908人 9月18日7時現在
避難所開設状況	避難所数：106箇所 9月17日21時現在

岡山県 平成29年台風第18号による被害について

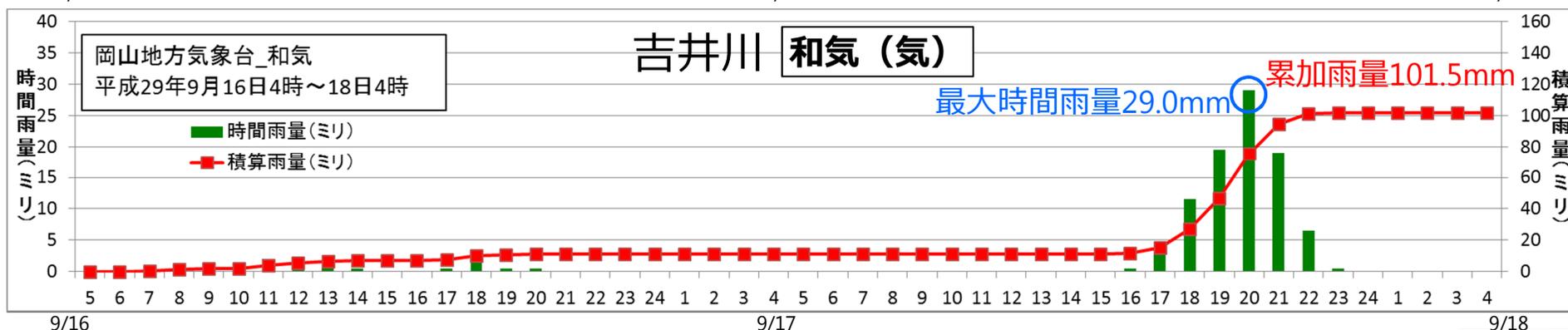
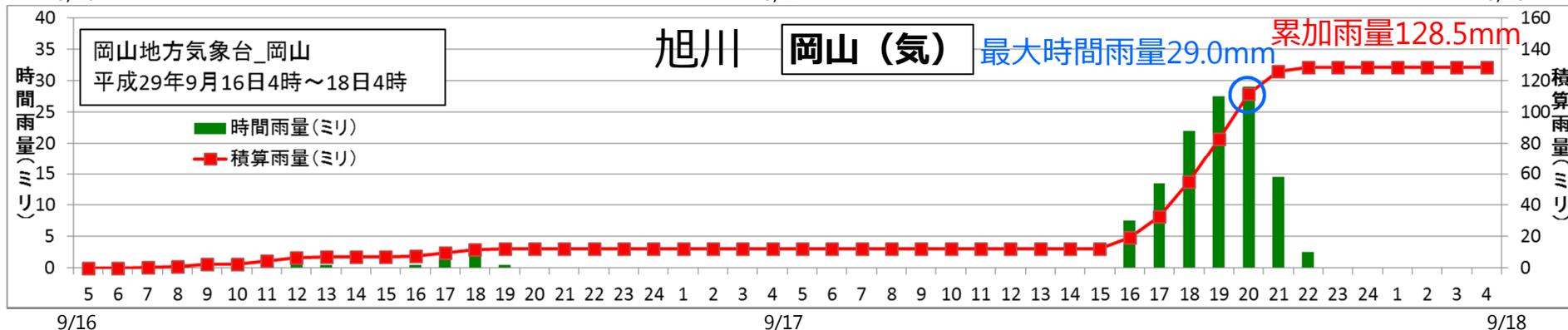
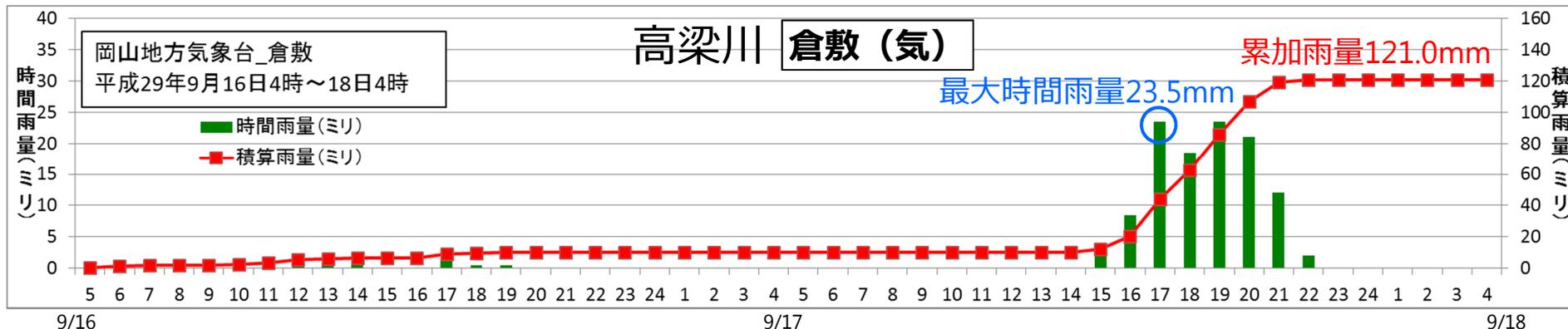


気象庁 台風経路図 平成29年（2017年）台風第18号



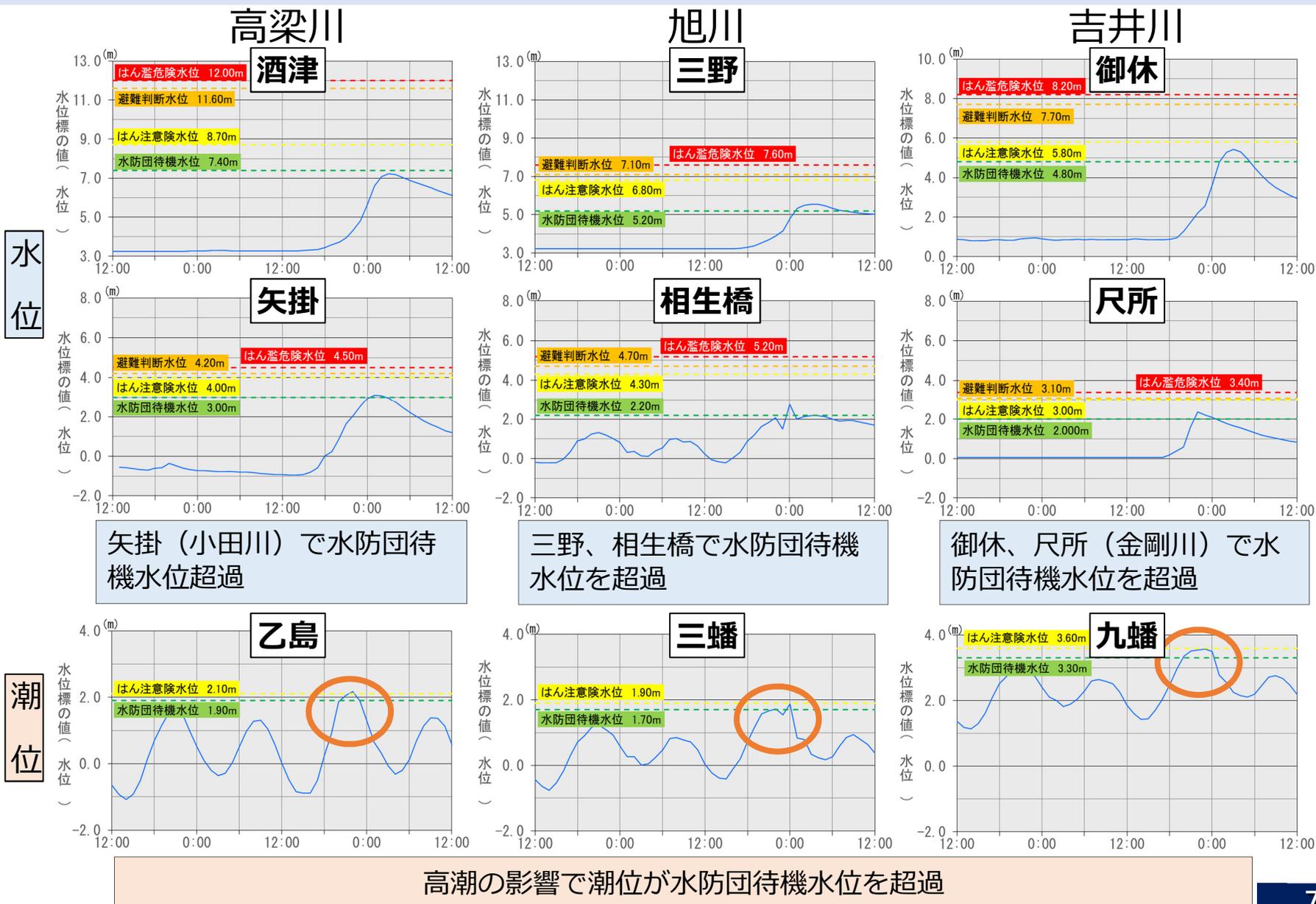
気象庁 洪水警報の危険度分布（9月17日21時00分）

平成29年 台風第18号 吉井川・旭川・高梁川の雨量



台風第18号

吉井川・旭川・高梁川の出水状況



台風第18号 水防警報と洪水予報

日付	時間	高梁川	旭川	吉井川
17日	20:10	水防警報（待機）乙島		水防警報（待機）九幡
	20:30	水防警報（出動）乙島		
	21:00			水防警報（準備）九幡
	21:20		水防警報（待機）三幡	
	21:30			水防警報（出動）九幡
	21:40			水防警報（待機）尺所
	22:30		水防警報（解除）三幡	水防警報（待機）津瀬
	22:50			水防警報（準備）津瀬
	23:10			水防警報（出動）津瀬
	23:30			吉井川洪水予報第1号 吉井川氾濫注意情報
	23:50		水防警報（待機）下牧	
18日	00:10	水防警報（解除）乙島		
	00:30	水防警報（待機）矢掛		
	00:50			水防警報（解除）九幡
	1:00		水防警報（待機）三野	水防警報（待機）御休 水防警報（解除）尺所
	3:00	水防警報（解除）矢掛		
	3:20			吉井川洪水予報第2号 吉井川氾濫注意情報解除
	3:30			水防警報（待機）津瀬
	5:40			水防警報（解除）津瀬 水防警報（解除）御休
	8:00		水防警報（解除）三野	
	9:40		水防警報（解除）下牧	

17日21:32



17日23:32



18日1:32



平成29年 台風第21号の概要

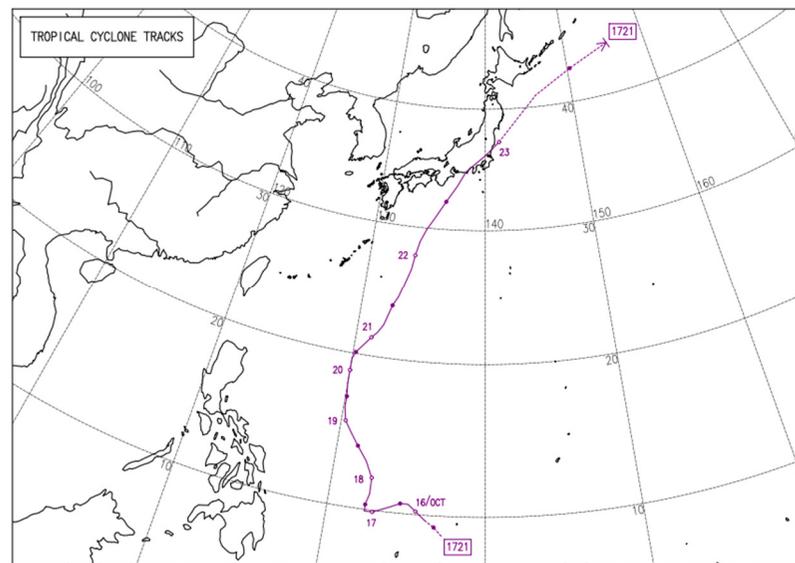
○台風第21号

- 10月23日03時頃、超大型・強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸
- 広い暴風域を伴ったまま北東に進み、23日15時に北海道の東で温帯低気圧となった
- 台風を取り巻く発達した雨雲や本州付近に停滞した前線の影響により、広い範囲で大雨となった

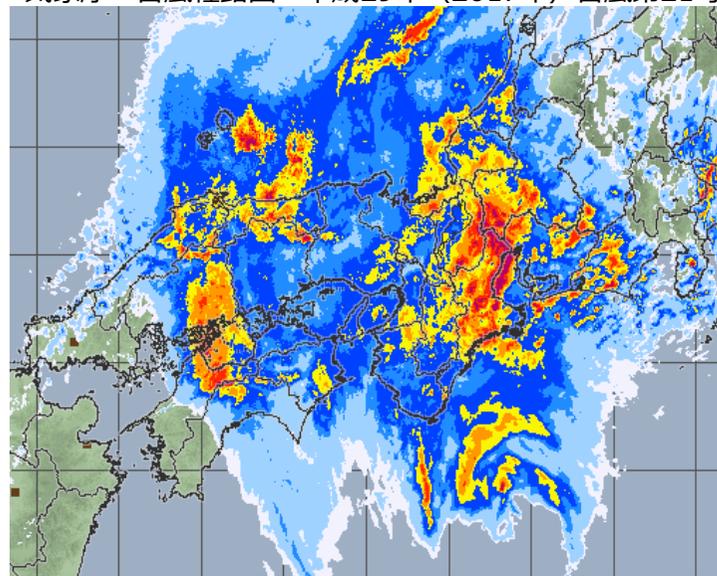
○岡山県全域の被害概要

項目	内容
人的被害	なし
住宅被害	一部損壊：7棟 床下浸水：2棟
避難の対象	避難勧告：15世帯、37人 避難準備・高齢者等避難開始：16730世帯、50929人
避難所開設状況	避難所数：16箇所

岡山県 平成29年台風第21号による被害について

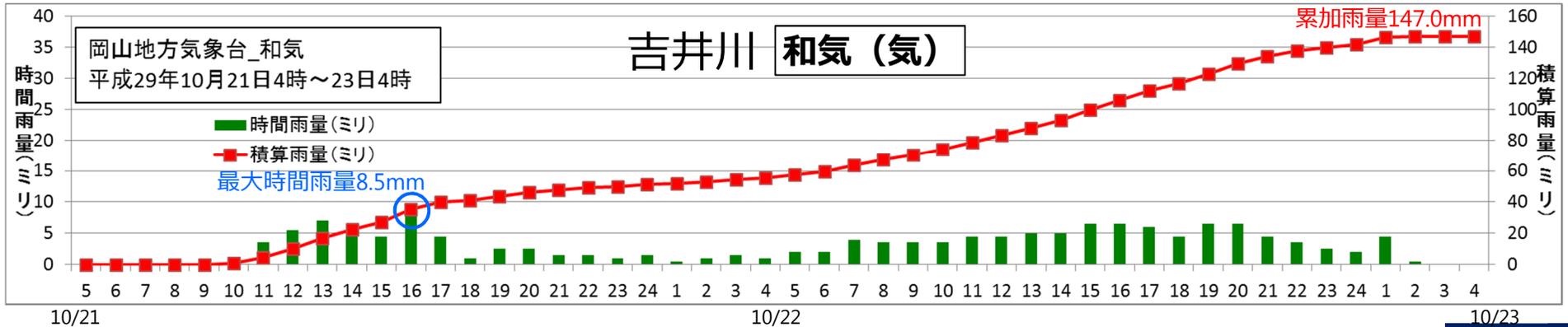
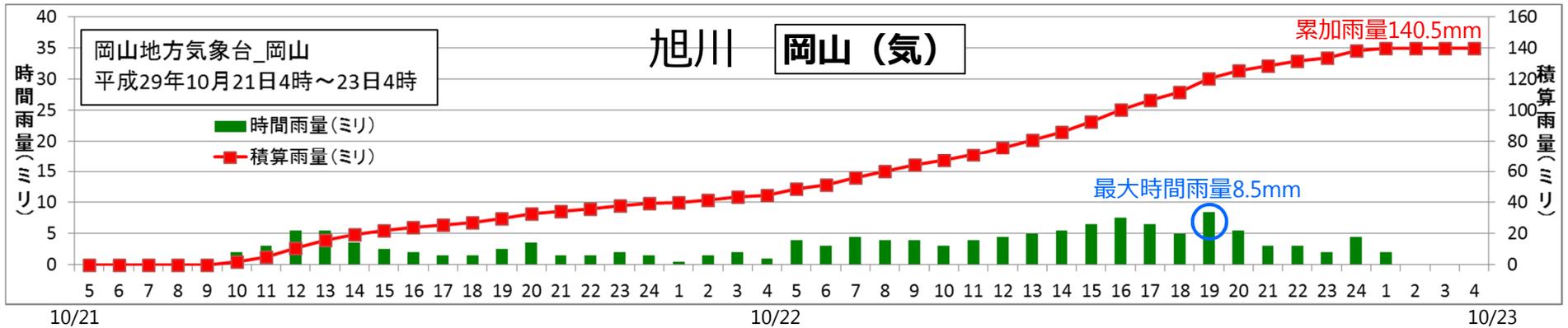
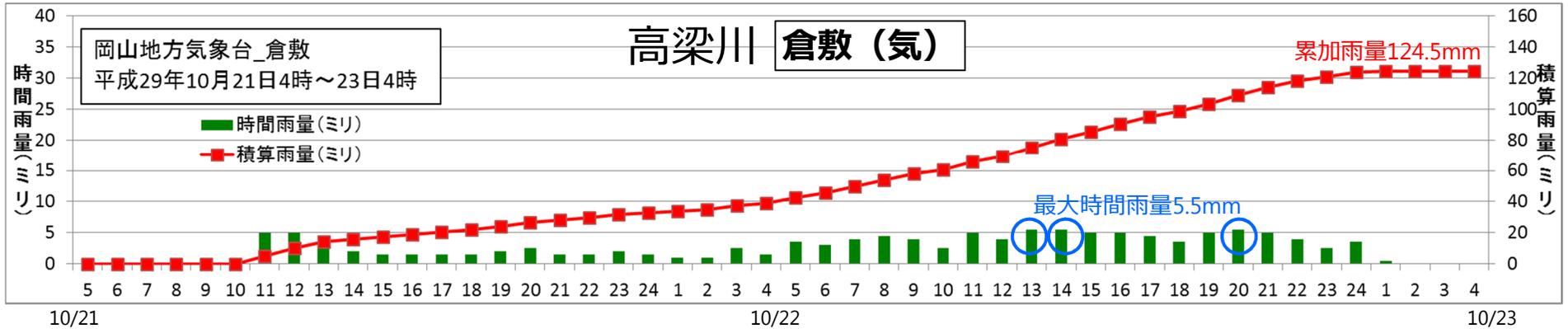


気象庁 台風経路図 平成29年（2017年）台風第21号

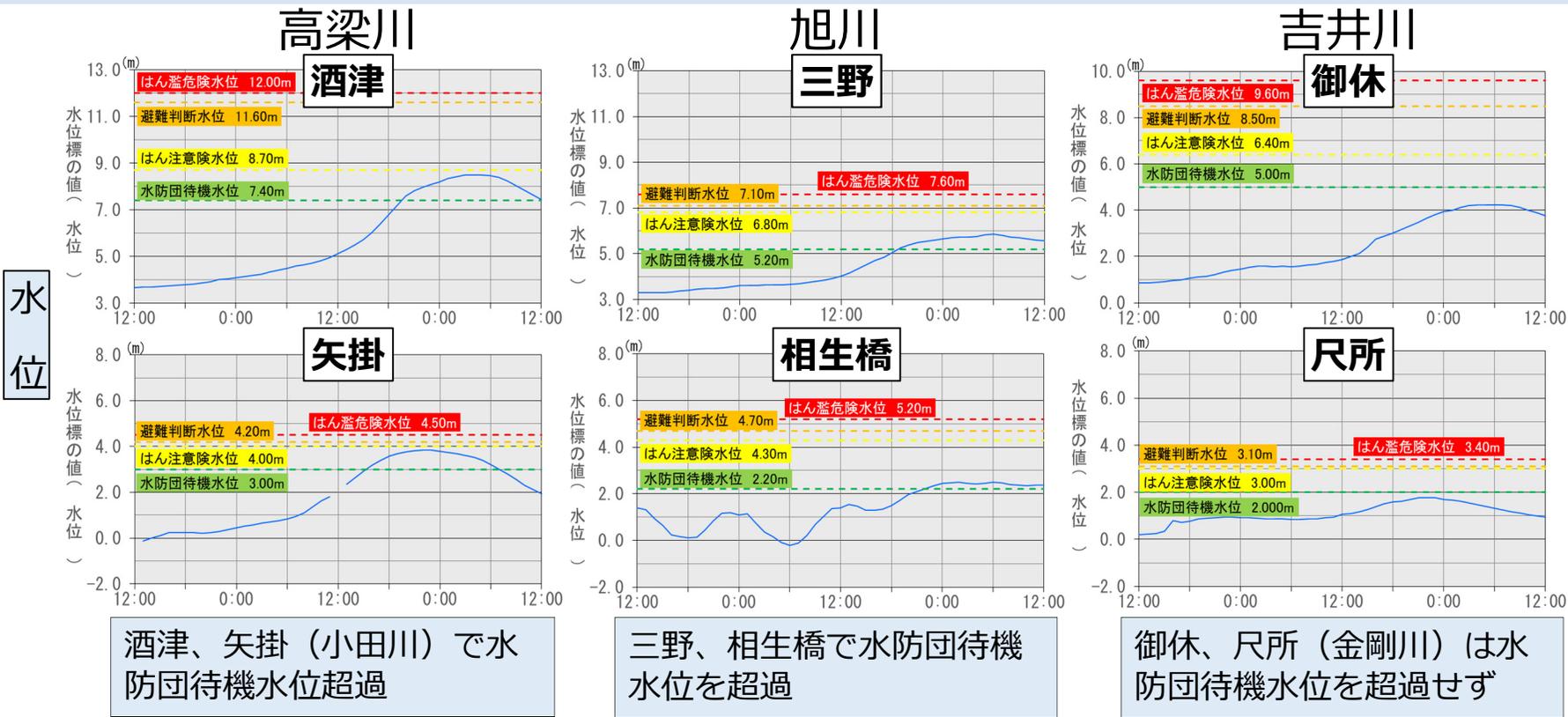


10月22日22時の降水状況（気象庁）

平成29年 台風第21号 吉井川・旭川・高梁川の雨量



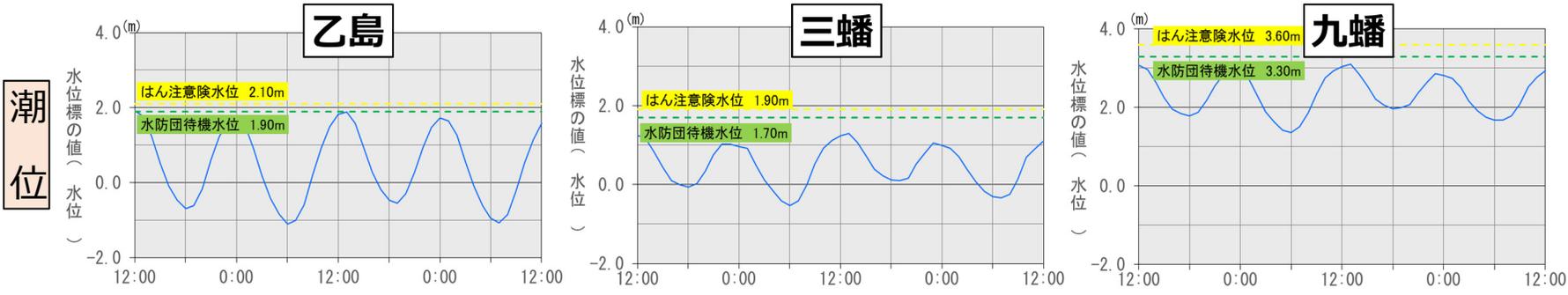
台風第21号 吉井川・旭川・高梁川の出水状況



酒津、矢掛 (小田川) で水防団待機水位超過

三野、相生橋で水防団待機水位を超過

御休、尺所 (金剛川) は水防団待機水位を超過せず



高潮は発生せず潮位は水防団待機水位を超過せず

台風第21号 水防警報と洪水予報

日付	時間	高梁川	旭川	吉井川
22日	15:30	水防警報（待機）矢掛		
	18:00		水防警報（待機）下牧	
	19:00		水防警報（待機）三野	
	19:50	水防警報（待機）酒津		
	21:00	水防警報（準備）矢掛		
	21:40			水防警報（待機）津瀬
	21:50	水防警報（待機）日羽		
23日	06:50	水防警報（解除）日羽		
	07:20	水防警報（解除）矢掛		
	11:20			水防警報（解除）津瀬
	12:30	水防警報（解除）酒津		
	17:10		水防警報（解除）下牧	
	17:10		水防警報（解除）三野	



22日22:15



22日0:15



23日2:15

台風第18号、21号 岡山河川事務所の災害対応



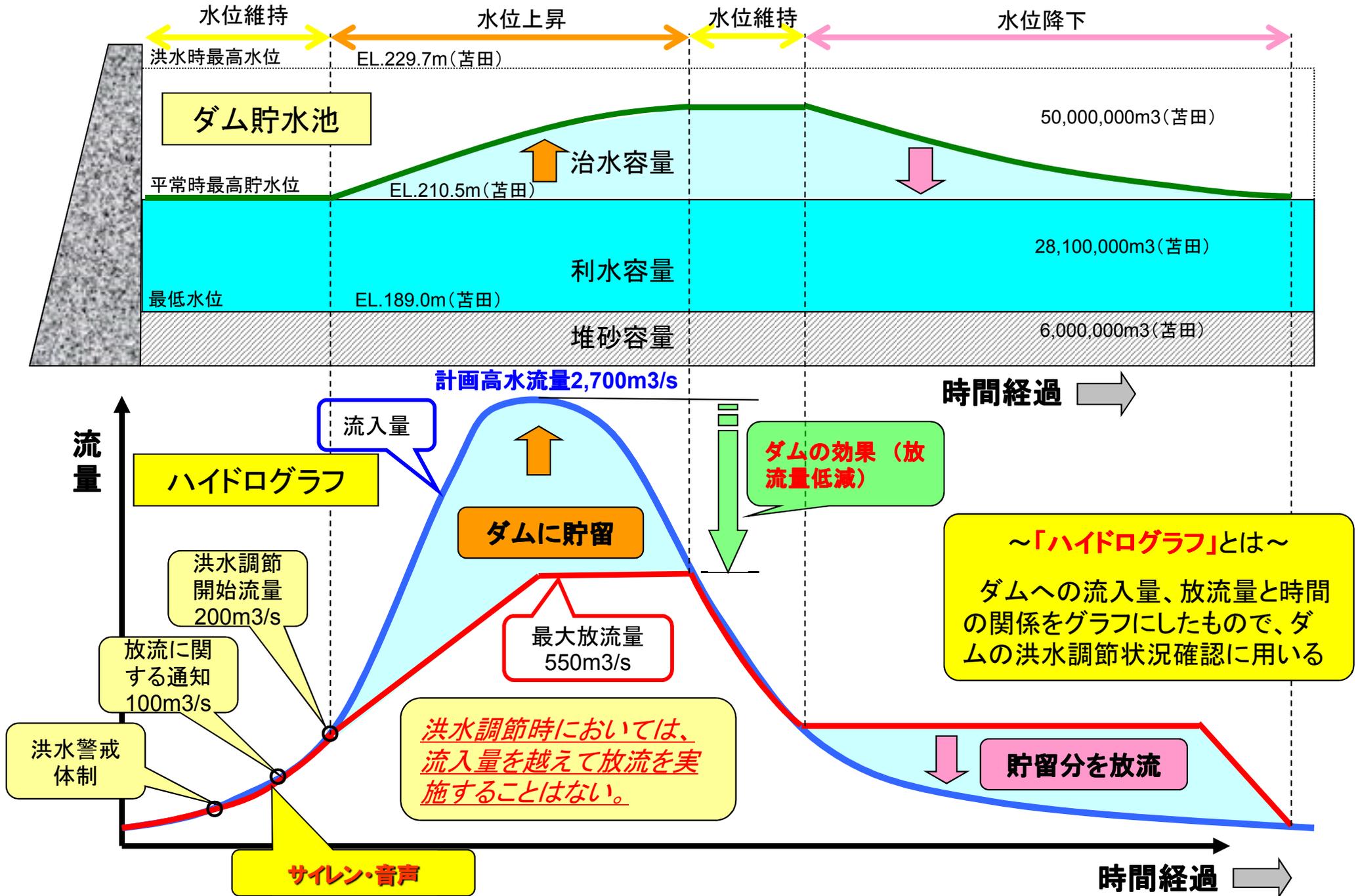


H29年度苦田ダム出水対応について



国土交通省 苦田ダム管理所

「多目的ダム」による洪水調節のしくみ



管理開始以降の主な洪水

◆常用洪水吐(コンジットゲート)から放流した洪水(18洪水)

- ・放流量が100m³/s以上
- ・関係機関への通知、一般への周知(警報所サイレン吹鳴)・下流の河川巡視を実施

発生年月日		最大流入量(m ³ /s)	最大放流量(m ³ /s)	最大貯水位(m)
平成18年度	7月19日	533	225	211.86
平成19年度	7月14日	161	156	210.54
平成23年度	5月11日	171	171	210.39
	5月30日(台風2号)	347	201	211.28
	7月7日	169	166	210.54
	9月3日(台風12号)	469	216	214.44
	9月21日(台風15号)	133	130	210.43
平成24年度	4月3日	140	126	210.37
	5月4日	133	120	210.69
平成25年度	7月15日	321	126	210.65
	9月4日	234	202	210.70
	3月30日	155	160	210.52
平成26年度	8月10日(台風11号)	144	128	210.18
平成27年度	12月11日	124	107	210.37
平成29年度	4月17日	171	172	210.41
	8月8日(台風5号)	370	223	210.95
	9月17日(台風18号)	334	143	212.12
	10月23日(台風21号)	383	224	213.03

※ 赤字は、流入量が200m³/s以上で、洪水調節を行った洪水

ダムの防災操作と効果

(平成29年8月8日)

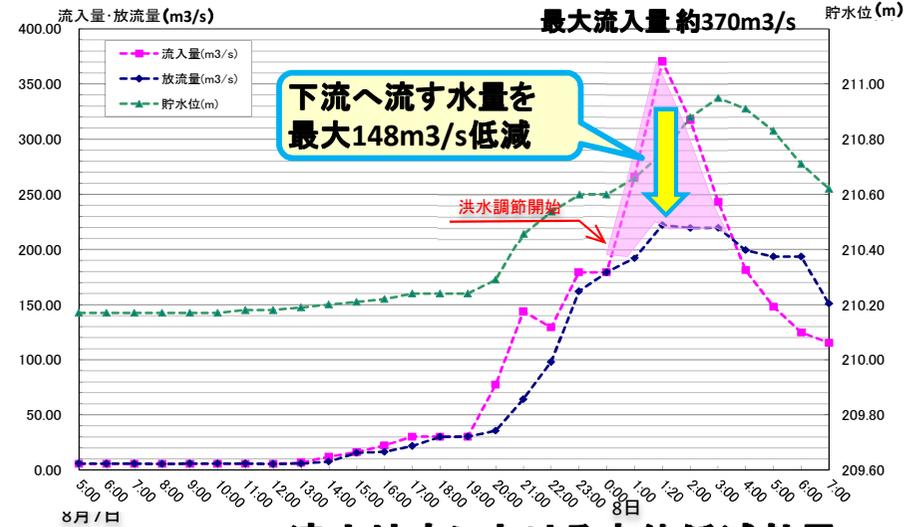
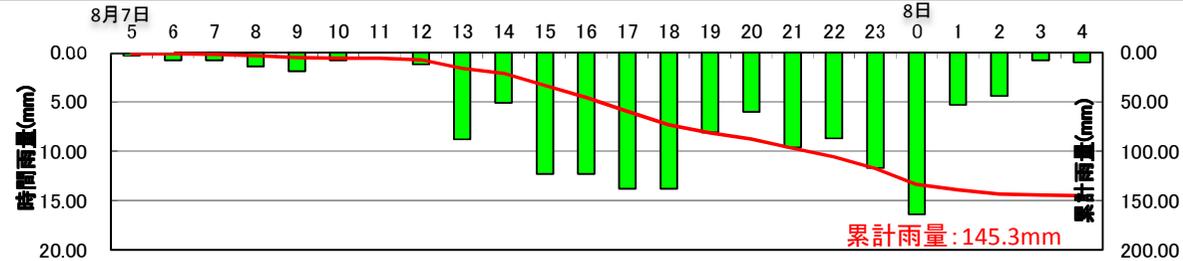
～吉井川津山地点の水位を約19cm低下～

○平成29年8月7日から8日にかけて、台風第5号の影響により強い降雨となり、苦田ダム上流域において、平成29年8月7日5時～8日4時の累加雨量（流域平均）が**145.3mm**となり、ダムへの最大流入量は**370.3m³/s**（平成17年の管理開始以降で**歴代第3位**）を記録。

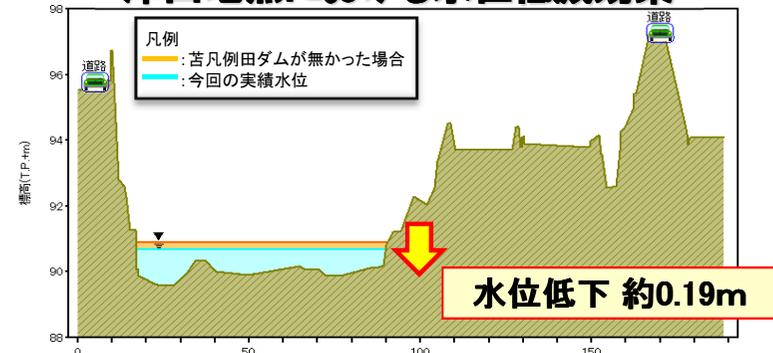
○今回の防災操作において、**870千m³の水を貯留し**、下流の河川へ流す水量を最大で**148m³/s低減**。

○ダム下流の津山地点（岡山県津山市昭和町）では**約19cm**の水位を低減させる効果があったものと推定。

苦田ダム位置図



津山地点における水位低減効果

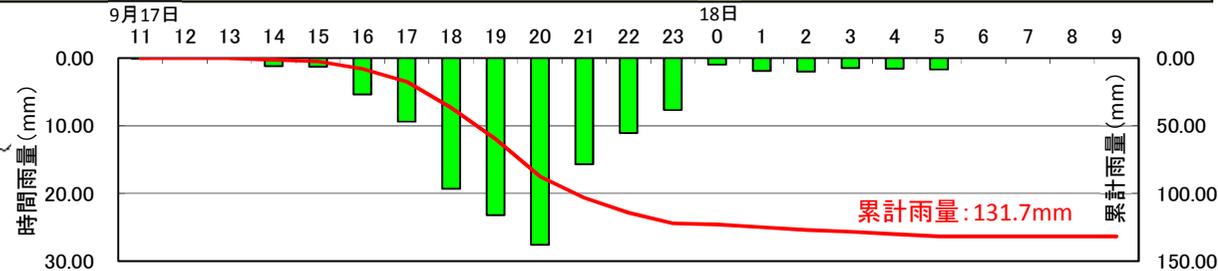


苦田ダムの放流状況

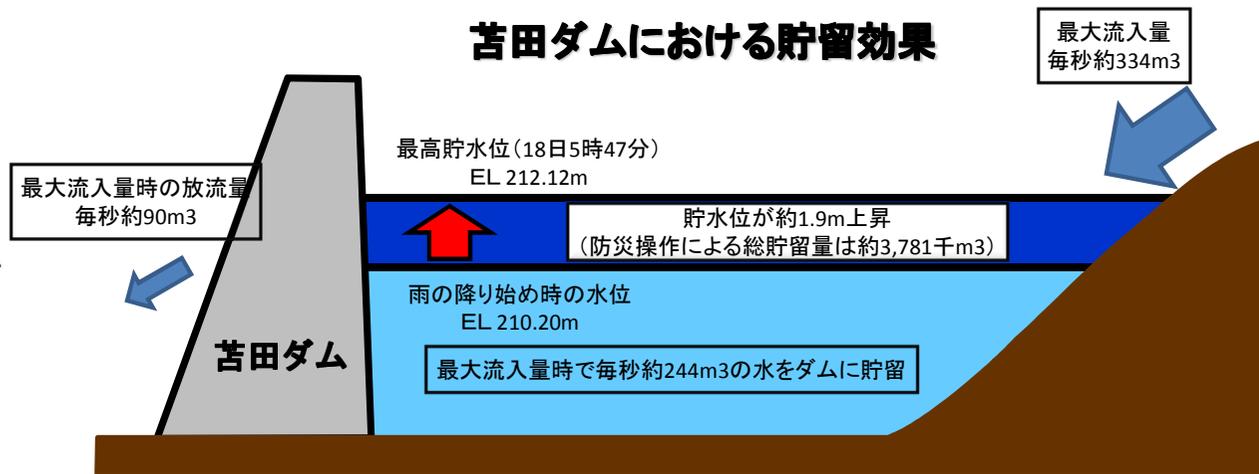
- 苦田ダム諸元
- ・形式: 重力式コンクリートダム
 - ・高さ: 74m
 - ・総貯水容量 : 84,100千m³
 - ・洪水調節容量 : 50,000千m³

- 平成29年9月17日から18日にかけて、台風第18号の影響により強い降雨となり、苫田ダム上流域において、平成29年9月17日11時～18日5時の累加雨量（流域平均）が**132mm**となり、ダムへの最大流入量は**毎秒334m³**（平成17年の管理開始以降で歴代**第5位**）を記録。
- 今回の防災操作において、**約3,781千m³**の水を貯留し、下流の河川へ流す水量を最大で**毎秒約244m³**低減。
- ダム下流の津山地点（岡山県津山市昭和町今井橋付近）では**約55cm**の水位を低減させる効果があったものと推定。

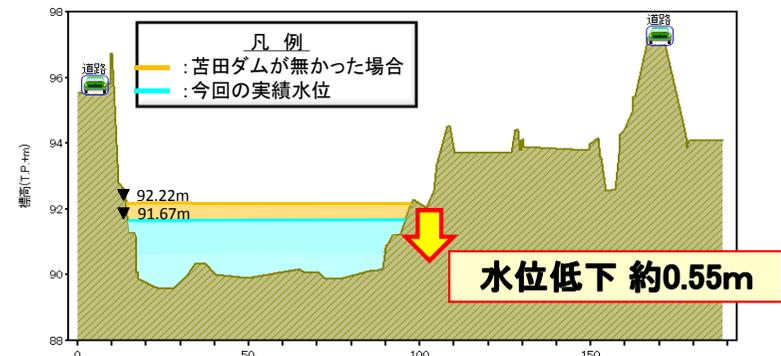
苫田ダム位置図



苫田ダムにおける貯留効果



津山地点(津山市昭和町今井橋付近)における水位低減効果



苫田ダム諸元

- ・形式: 重力式コンクリートダム
- ・高さ: 74m
- ・総貯水容量: 84,100千m³
- ・洪水調節容量: 50,000千m³

苫田ダムの放流状況

※数値は速報値であり、今後変わることがあります。

○台風18号の影響による降雨により、津山市吹屋町の水位が避難判断水位を超過する出水となった。

吉井川の水位が高く、津山市街地で浸水被害軽減を目的とした要請を受け、苦田ダムからの放流量を規定(操作規則、細則)よりも減じる適用操作を実施した。

速報

■発表先:津山記者会

記者発表資料	平成29年 9月20日
配布日	

苦田ダムの洪水調節について

～平成29年9月17日の防災操作と効果～

苦田ダム流域では、9月17日11時頃から18日24時にかけて、台風18号の影響により強い雨が降り、苦田ダム上流域で降り始めからの流域平均累加雨量132mmを記録しました。

このため、苦田ダムではダムへの流入量が最大で毎秒約340m³に達し、このとき毎秒約244m³の水をダムに溜め込みました。

この結果、ダム下流の津山地点(津山市昭和町今井橋付近)では、約55cmの水位を低減させる効果があったと推測されます。

また、津山市街地の浸水被害軽減を目的とした要請を受け、通常の防災操作に加え、今後の予測降雨量、ダムの残りの貯水容量等を勘案しながらダムの貯水容量を可能な限り有効活用し、放流量を規定(操作規則・細則)よりも減じる操作(適応操作)も実施しました。

○台風18号による洪水の規模

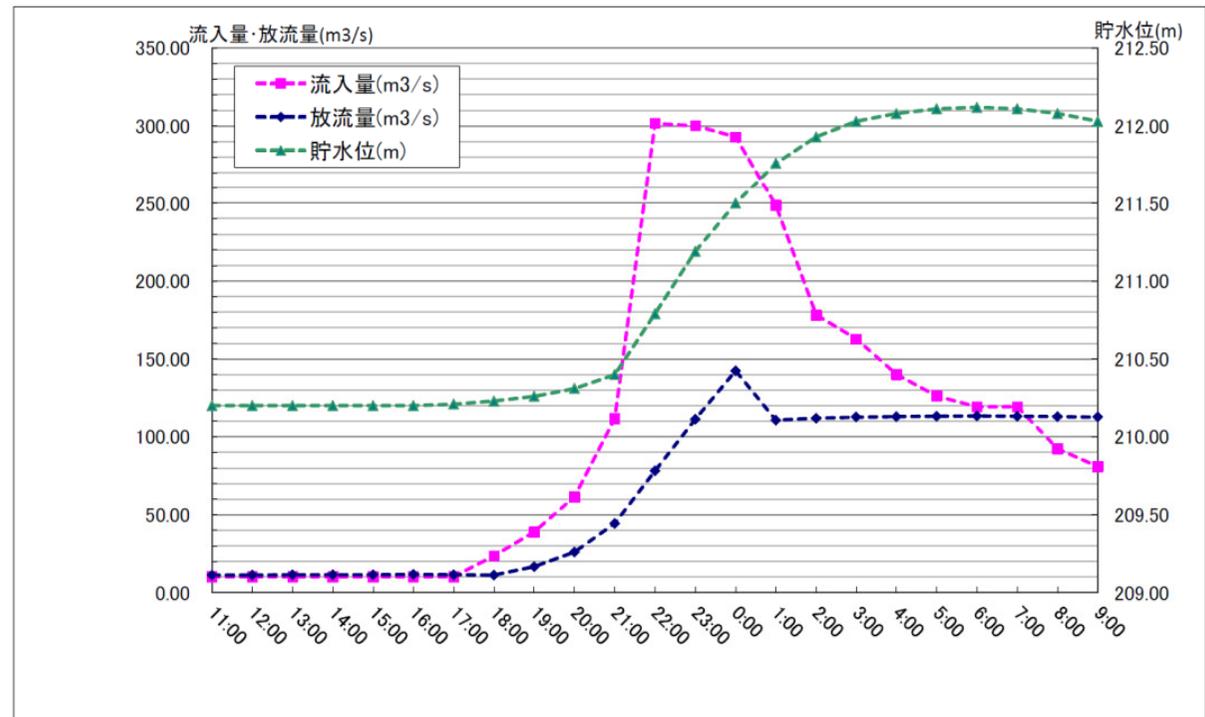
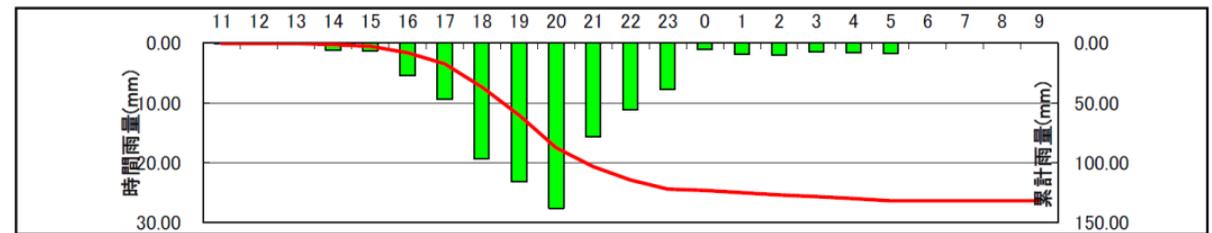
累加雨量	131.7mm	(流域平均)
最大流入量	毎秒334m ³	(過去5位)
最大放流量	毎秒143m ³	
津山地点の水位低減効果	約55cm	

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 苦田ダム管理所
TEL (0868) 52-2151
【総括】 所長 川本 洋次郎
【担当】 専門官 有満 命

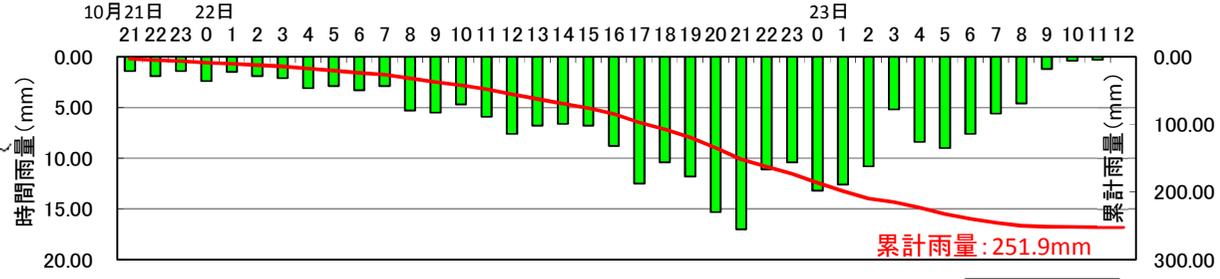
H29年9月17日 台風第18号 ハイドログラフ

(苦田ダム管理所)

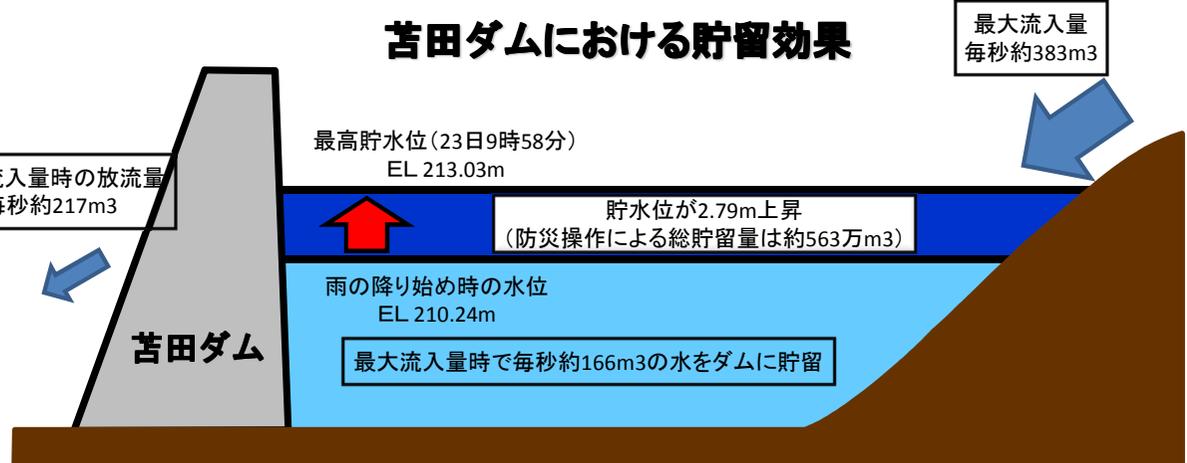


- 平成29年10月21日から23日にかけて、台風第21号と秋雨前線の影響により岡山県全域で降雨となり、苦田ダム上流域において、平成29年10月21日13時～23日11時の累加雨量（流域平均）が**251.9mm**となり、ダムへの最大流入量は**毎秒約383m³**（平成17年の管理開始以降で歴代第3位）を記録。
- 今回の防災操作において、**約563万m³**の水を貯留し、下流の河川へ流す水量を最大で**毎秒約166m³**低減。
- ダム下流の津山地点（岡山県津山市昭和町）では**約22cm**の水位を低減させる効果があったものと推定。

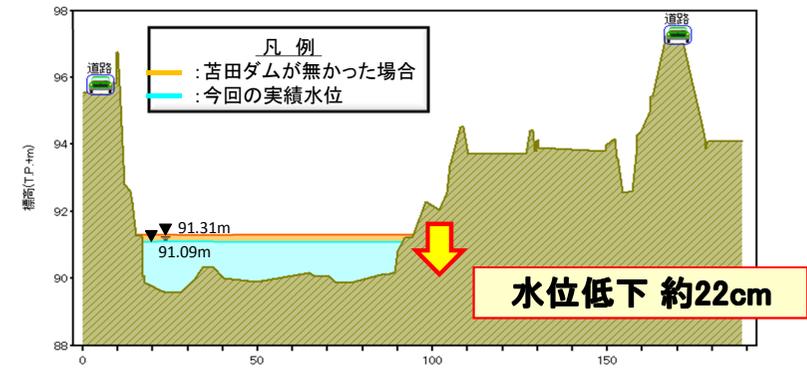
苦田ダム位置図



苦田ダムにおける貯留効果



津山地点(津山市昭和町今井橋付近)における水位低減効果



2017. 10. 23 10:24

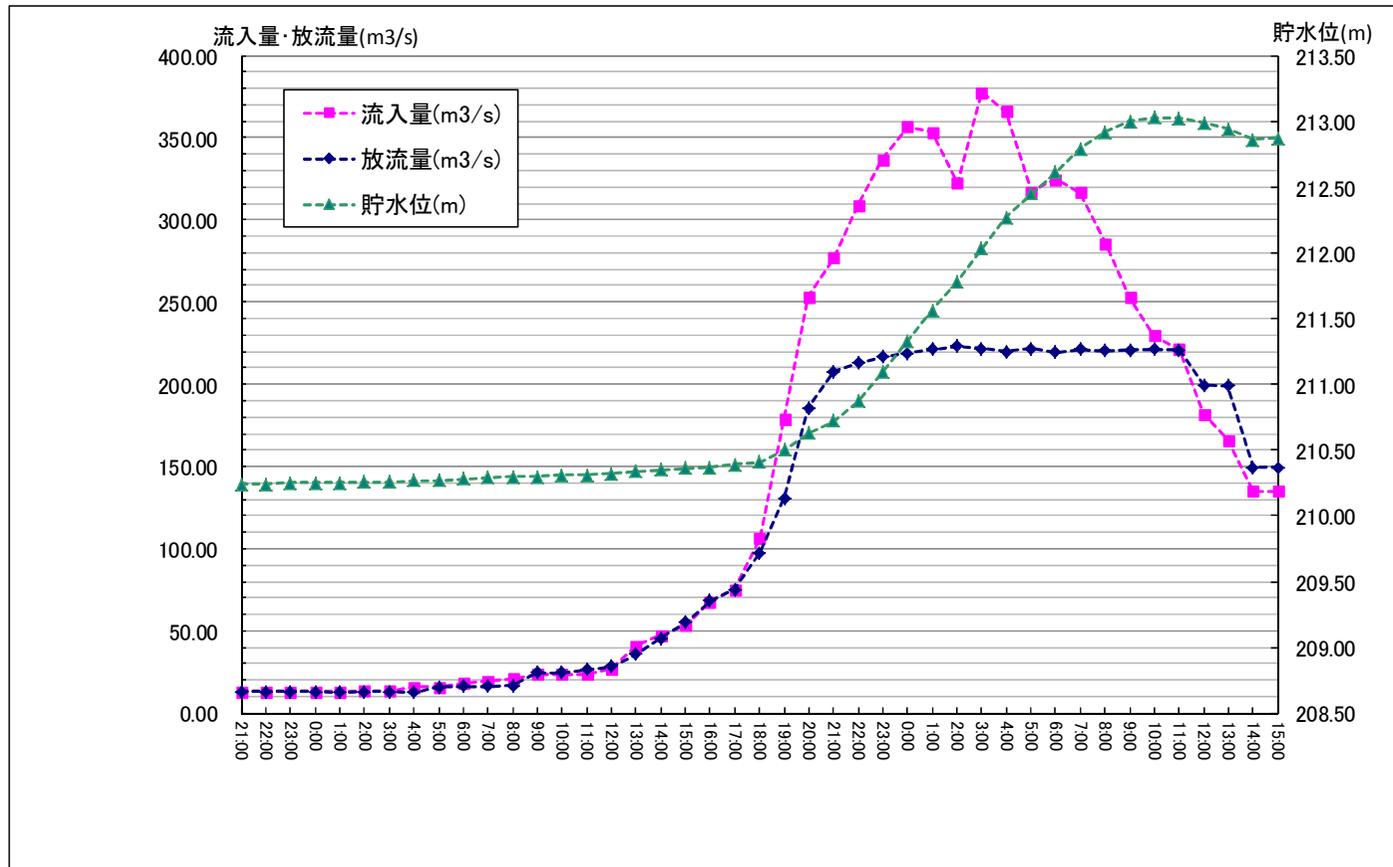
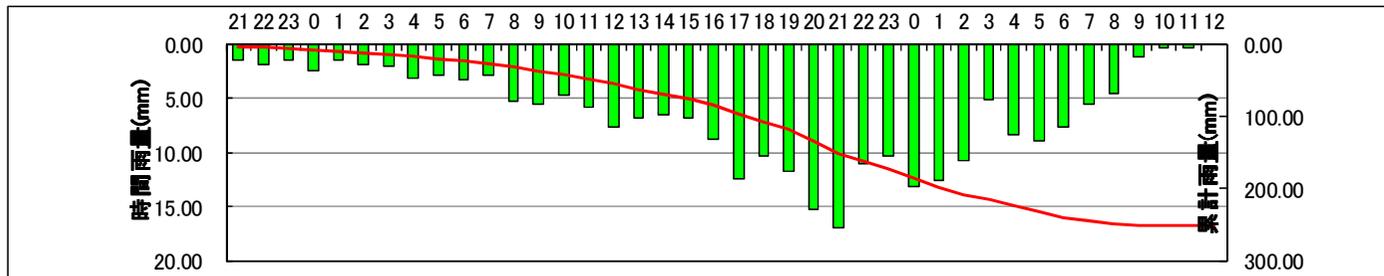
苦田ダムの放流状況

苦田ダム諸元

- ・形式: 重力式コンクリートダム
- ・高さ: 74m
- ・総貯水容量 : 8,410万m³
- ・洪水調節容量: 5,000万m³

※数値は速報値であり、今後変わることがあります。

- ダムからの放流量は過去の最大放流量は225m³/sに近い223m³/sを放流
- 川幅が狭い下流河川(鏡野町内)の状況を確認したが、浸水被害等は確認出来なかった。



H29年度赤磐市での 出水対応について

一級河川 砂川 こぶ川



国土交通省
岡山河川事務所
排水ポンプ車稼働箇所

正崎橋
正崎地区

赤磐市役所

赤かやま全県統合型GIS



平成29年台風18・21号 排水ポンプ車稼働状況 ～岡山県赤磐市正崎～

平成29年9月17日(日)21時頃、台風18号大雨の影響で赤磐市旭川水系砂川と支川(こぶ川)の合流点周辺で浸水被害が発生しました。岡山河川事務所へ排水ポンプ車1台の支援を要請し排水作業を行いました。

また10月22日(日)台風21号の大雨の影響で同様に浸水被害の恐れがあり、排水ポンプ車の派遣要請を行いました。

いずれの浸水被害も排水ポンプ車での作業により、未明には水位が下がり、被害の軽減・浸水エリアの早期解消につながり被害を最小限に防ぐことができました。



事業概要

平成24年7月の豪雨などにより赤磐市正崎地区に浸水被害が発生したため、早期の工事着手に向けた検討・調整等を岡山県が進めています。流下能力の低い正崎地区では、早期に整備効果が見れるよう、段階的な整備を行い、当面、平成24年7月洪水と同程度の洪水に対して、人家等の浸水被害軽減を目指します。段階的な整備として、(一)大谷川合流点付近から正崎橋付近までの延長約800m区間、支川処理として(一)こぶ川約200mの整備を行い、流下能力の向上を図ります。

工事概要

河川名：広域河川改修事業 一級河川砂川
【全体計画】

位置：岡山市東区金田～赤磐市正崎地内

延長：L=16,400m

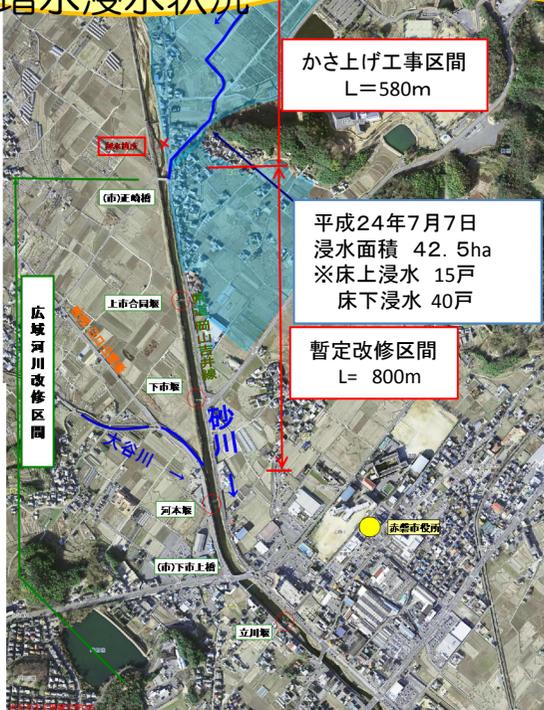
期間：昭和57年度～

<正崎工区>

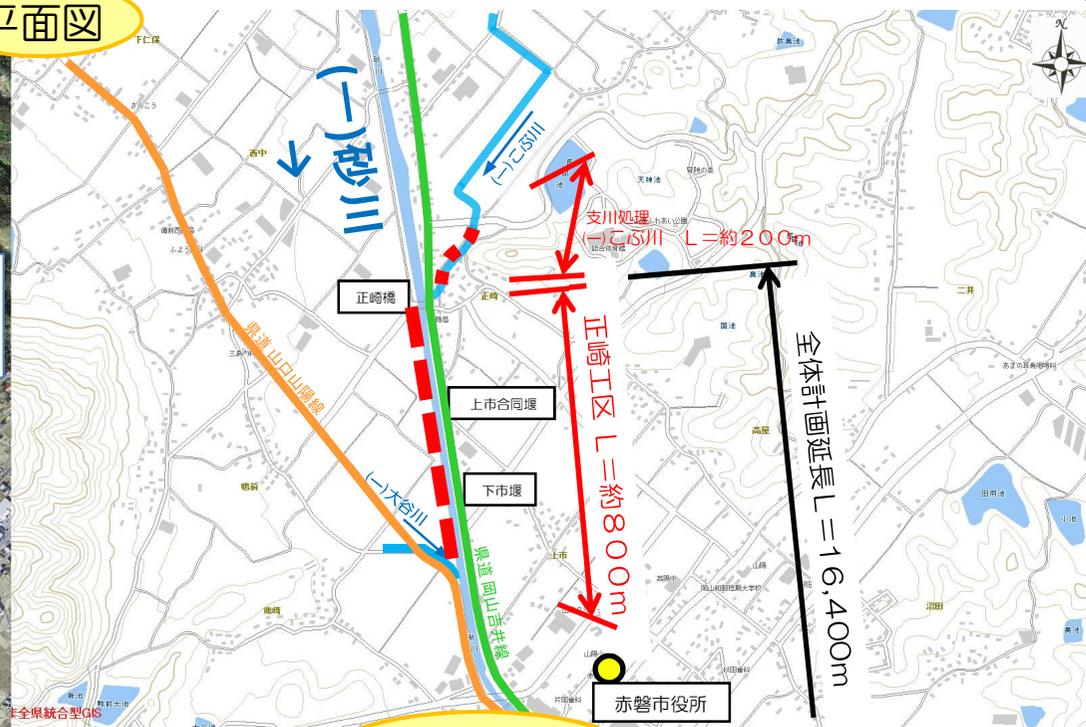
位置：赤磐市熊崎～正崎地内

延長：約800m

H24.7豪雨 増水浸水状況

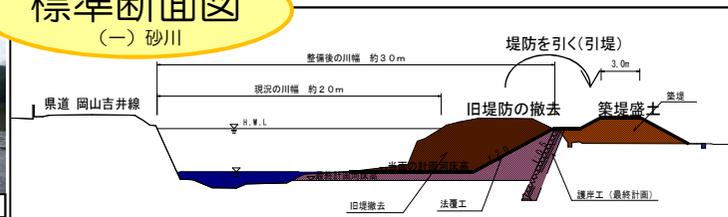


平面図



標準断面図

(一)砂川



高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（改訂案）

（名称）

第1条 本会は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の9に基づき組織することとし、「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

※この協議会で対象とする高梁川水系とは一級水系高梁川のうち、高梁川、小田川を示す（直轄区間に限る）。

（目的）

第2条 高梁川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年8月4日から施行する。

改正 平成29年 5月 22日 (第4条別表改正)

改正 平成30年 月 日 (第1条改正)

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

(委員)

倉敷市長

総社市長

浅口市長

早島町長

岡山県 危機管理監

岡山県 土木部長

気象庁 岡山地方气象台長

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所長

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会

(構成員)	倉敷市	総務局参与		
	倉敷市	土木部長		
	総社市	総務部長		
	総社市	建設部長		
	浅口市	企画財政部長		
	浅口市	産業建設部長		
	早島町	総務課長		
	早島町	建設農林課長		
	岡山県	危機管理課長		
	岡山県	土木部 河川課長		
	岡山県	土木部 防災砂防課長		
	気象庁	岡山地方气象台	防災管理官	
	国土交通省	中国地方整備局	岡山国道事務所	副所長
	国土交通省	中国地方整備局	岡山河川事務所	副所長

吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（改訂案）

（名称）

第1条 本会は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の9に基づき組織することとし、「吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

※この協議会で対象とする吉井川・旭川水系とは一級水系吉井川のうち、吉井川、金剛川を、一級水系旭川のうち、旭川、百間川を示す（直轄区間に限る）。

（目的）

第2条 吉井川・旭川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年8月4日から施行する。

改正 平成30年 月 日 (第1条改正)

吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

(委員)

岡山市長

備前市長

瀬戸内市長

赤磐市長

和気町長

岡山県 危機管理監

岡山県 土木部長

気象庁 岡山地方気象台長

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所長

国土交通省 中国地方整備局 苫田ダム管理所長

吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会

(構成員)	岡山市	危機管理室長		
	岡山市	下水道河川局	下水道河川計画課	河川防災担当課長
	備前市	市長室長		
	備前市	まちづくり部長		
	瀬戸内市	危機管理部長		
	瀬戸内市	産業建設部長		
	赤磐市	総務部長		
	赤磐市	建設事業部長		
	和気町	総務部	総務課	危機管理室長
	岡山県	危機管理課長		
	岡山県	土木部	河川課長	
	岡山県	土木部	防災砂防課長	
	気象庁	岡山地方气象台	防災管理官	
	国土交通省	中国地方整備局	岡山国道事務所	副所長
	国土交通省	中国地方整備局	岡山河川事務所	副所長
	国土交通省	中国地方整備局	苫田ダム管理所	管理係長

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく

高梁川の減災に係る取組方針

【第2版】（案）

平成 30 年 2 月 日

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

倉敷市・総社市・浅口市・早島町・岡山県
岡山地方気象台・国土交通省中国地方整備局

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	平成28年10月27日	初版作成
第2版	平成30年2月 日	P1~P3 文修正、P11~P15 取組追加、P15 文追加

目次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	3
3. 高梁川の概要と主な課題	4
3.1. 高梁川の概要	4
3.2. 主な課題	5
4. 現在の取組状況	6
5. 減災のための目標	9
6. 概ね5年で実施する取組	10
6.1. ハード対策の主な取組	10
6.2. ソフト対策の主な取組	12
7. フォローアップ	15

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、平成 32 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

高梁川の直轄区間では、この「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、地域住民の安全・安心を担う沿川の倉敷市、総社市、早島町、岡山県、岡山地方气象台、中国地方整備局で構成される「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を平成 28 年 8 月 4 日に設立した。その後、平成 29 年 4 月に公表された想定最大規模降雨による洪水浸水想定を踏まえ、同年 5 月 22 日より浅口市が加入している。

高梁川沿川には、山陽自動車道、中国縦貫自動車道、国道 2 号、国道 180 号、JR 山陽新幹線、JR 伯備線、第 3 セクター鉄道井原線等の基幹交通路が整備されている。氾濫域である下流部には、岡山県第 2 の都市である倉敷市が存在し、水島地区には全国屈指の規模の石油・鉄鋼等大型コンビナートが形成され、岡山県西部から広島県北東部における社会・経済・文化の基盤を成している。このことから、本水系の治水・利水・環境についての意義はきわめて大きい。

高梁川水系の過去の主な水害としては、高梁川の本格的な改修工事の契機となった明治 26 年 10 月の大洪水、中上流部で大きな被害を生じた昭和 9 年 9 月洪水、昭和 20 年 9 月洪水、下流部で大きな被害を生じた昭和 47 年 7 月洪水、小田川で大きな内水氾濫を生じた昭和 51 年 9 月洪水等が知られているほか、近年では平成 10 年 10 月洪水、平成 18 年 7 月洪水において浸水被害が発生している。また、平成 16 年 8 月台風 16 号では高潮の被害を受け、既往最高潮位を記録している。

公表された想定最大規模降雨による洪水浸水想定は、これまでの実績洪水より、さらに浸水面積や浸水深が大きく洪水継続時間が長いことから、その被害はより甚大なものになることが予想されている。

本協議会では洪水被害が発生するという視点に立ち、過去の災害の教訓から課題を抽出し、概ね5か年の防災・減災対策の目標を『氾濫水が貯留する上流域や、ゼロメートル地帯を抱え、広範囲に広がる下流域の岡山平野における氾濫特性などをふまえた実効性のある防災・減災対策を推進し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。』と定めた。

この目標に対して、各課題から派生する取り組み方針とその具体的な内容を抽出した。抽出にあたっては、これまでに本協議会を構成する各機関が既に防災・減災対策に着手していることを鑑み、施策に配慮した取組方針を提示している。

主な取組の具体的な内容としては、以下のとおりまとめた。

- ・岡山県における社会、経済、文化に対して重要な役割を担う岡山平野とその周辺が、広範囲かつ長期間浸水が継続するという水害リスクを住民など広く一般に周知するため、平成28年度より気象庁及び各自治体教育委員会と連携し、小中学校における水害（防災）教育を実施するとともに、自主的な避難を確実に実施するため、住民の水防災意識の向上に資する説明会や出前講座等を活用した防災知識の普及を図る。
- ・社会経済活動の早期再開、国道や鉄道網途絶の影響の最小限化を図るため、氾濫水位を早期に低下させ、速やかに氾濫水を排水するための排水計画の検討及び訓練の実施。
(平成32年度)
- ・ハード対策では、洪水氾濫を未然に防ぐ対策として堤防整備などの実施に加え、避難行動、水防活動に資する基盤、危機管理型ハード整備等を実施する。
- ・ソフト対策では、住民・協議会構成機関が、「水防災意識社会の再構築」に向け、継続的な取組に加えて、新たな防災・減災対策を実施する。なお、主体となる機関だけではなく、関係機関の相互支援を前提とする。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直す。また、実施した取組について訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第3条に基づき作成した。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは、以下のとおりである。

参加機関	構成メンバー
倉敷市	市長
総社市	市長
浅口市	市長 (H29.5.22 加入)
早島町	町長
岡山県	危機管理監
〃	土木部長
気象庁	岡山地方気象台長
中国地方整備局	岡山国道事務所長
〃	岡山河川事務所長

3. 高梁川の概要と主な課題

3.1. 高梁川の概要

高梁川の氾濫域には、岡山県第2の都市である倉敷市が存在し、水島地区には全国屈指の規模の石油・鉄鋼等大型コンビナートが形成され、岡山県西部から広島県北東部における社会・経済・文化の基盤を成している。

一方で、高梁川下流部は、江戸時代以降の干潟の干拓や埋め立てによってゼロメートル地帯が拡大し、一度氾濫すれば、広範囲に浸水域が広がるだけでなく、水はけが悪く長時間浸水することとなるほか、高潮によっても浸水するため、重大な被害が発生することになる。また、断層沿いに流れる小田川は河床勾配が緩やかで本川の背水の影響を大きく受けるため、沿川は内水被害の危険性が高い。以下に過去の洪水による被害状況を示す。

○昭和9年9月洪水

室戸台風は、9月20日の夜半に日向灘沖から、21日未明5時に室戸岬付近を通過し、3時間後には大阪付近に上陸した。高梁川流域では、19日午後より雨が降りはじめ、20日の夜半には南東の強風を交えてさらに激しくなり、上房郡下砦部の同日の雨量は248mmに達し、県内の床下・床上浸水は60,334戸、全半壊は6,789戸に及んだ。

この記録的な豪雨により流域内の各河川は急激に出水し、高梁川の中上流において、人畜の死傷、家屋および橋梁の流出、田畑の荒廃、道路の損壊等が発生し、大きな被害が生じた。

○昭和47年7月洪水

日本海中部まで北上していた梅雨前線は、9日夕方から10日の朝にかけて西日本に南下し停滞を続け、13日の朝方まで断続的に強い雨を降らせました。9日～13日までの総雨量は、100～450mmを記録した。このため、日羽地点（高梁川27k600m）では、11日18時すぎ警戒水位を越え、12日6時に最高水位8.38m（堤防天端より1.5m下）を記録し、床下浸水は5203戸、床上浸水は2144戸、全半壊は227戸に及んだ。

支川小田川の矢形橋地点（1k200m）においても、11日7時に警戒水位を越え、11日11時に最高水位7.38m（堤防天端より2.0m下）を記録した。

○平成16年8月洪水

岡山県においては、平成16年8月30～31日台風16号によって1年中最も潮位が高い満潮時と台風の通過が重なり県沿岸地域に大きな高潮被害をもたらした。水島港の検潮所では8月30日23時に既往最高4.95mの潮位を記録し、高梁川河口部においても高潮による堤防法崩れ、護岸損傷が発生した。

3.2. 主な課題

高梁川の本格的な改修工事の契機となった明治 26 年 10 月の大洪水以降、築堤、掘削、護岸等を施工している。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

○近年、当該流域内で浸水被害が生じていないことにより、地域が洪水に対する安心感を持ってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防があり、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される浸水リスクを住民に周知する必要がある。

○岡山平野がゼロメートル地帯であるという特徴から、一度氾濫が発生した場合には、沿川における広範囲に浸水域が広がるだけでなく、水はけが悪く長時間浸水することとなるほか、高潮によっても浸水するため、重大な被害が発生するといった水害リスクが、住民には十分に認知されていない。そのため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、当該河川の特徴を踏まえ、浸水を一日も早く解消するための排水計画の作成と効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。

以上を踏まえ、過去の水害におけるソフト面の各事項に対する課題（①河川特性に関する事項、②情報伝達、避難計画等に関する事項、③水防に関する活動、④河川管理施設の整備に関する事項、⑤氾濫水の排水、施設運用等に関する事項）が抽出された。

4. 現在の取組状況

本協議会では、協議会構成機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について現状の取組を踏まえた更なる課題を抽出し、平成32年度までに達成すべき目標を掲げて、参加機関が連携して取り組む内容を以下のとおりにとりまとめた。

協議会構成機関が現在実施している主な減災に係る現状と課題は、以下のとおりである。

なお、本協議会で対象とする高梁川水系とは一級水系高梁川のうち、高梁川、小田川を示す（直轄区間に限る）。

① 河川特性に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
河川特性について	○氾濫域に干潟の干拓や埋め立てによって形成されたゼロメートル地帯を含み、多くの人口・資産、行政・医療機関、駅といった重要な公共施設が集中している。 ○上流部では山に挟まれた狭窄部が存在する。 ○洪水時に高梁川への合流点水位が高いことから、小田川の水位が高くなる特性（背水影響）を持っている。また、小田川の河床勾配は、高梁川に比べても緩く、水位が高くなる影響が広範囲に及ぶ。	
	●長期間かつ広範囲で浸水被害が発生し、経済、社会に与える影響が甚大である。	A
	●上流では急激に浸水深が大きくなり、被害が深刻になる恐れがある。	B
	●小田川合流点の水位上昇により、緩勾配の小田川は背水影響を強く受け、破堤リスクの増大・内水の助長といった危険な状態となる。	C

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
避難勧告等の発令基準等について	○地域防災計画に避難勧告等の発令基準が記載されている。	D
	●地域防災計画に、より具体的に避難勧告の発令のタイミングや対象範囲の目安を記載したり、国（河川事務所、気象台）、県、市町と共同し、避難勧告等に着目したタイムラインを作成する必要がある。	
避難場所・避難経路について	○各市町・県の地域防災計画において避難場所を設定している。	E
	●現状の避難場所、避難経路について大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある。	
	●市町内の広範囲が浸水する場合等を想定し、市町内だけでなく隣接自治体の避難場所への広域避難や避難経路についても事前に検討・調整しておく必要がある。	
住民等への情報伝達の体制や方法について	○河川水位、洪水予報、CCTV映像の情報をウェブサイトやテレビ等を通じて伝達している。	G
	●情報の入手のしやすさや切迫感の伝わりやすさを向上させる必要がある。	
	●情報伝達手段が多様化し、情報伝達作業の煩雑化が懸念される。	
H		

③ 水防に関する活動

項目	○現状 と ●課題	
河川水位等に係る情報提供について	○現在、高梁川では総社、酒津、船穂に設置しているカメラについて、CCTV映像（静止画・約3分更新）を水防警報発表状況と合わせてウェブサイトで公開している。	I
	●沿川住民に対し迫り来る危機を認識させるには、避難の目安となり得るカメラを選定し、リアルタイムでの画像配信を検討する必要がある。	

項目	○現状 と ●課題	
河川の巡視区間について	○出水時には水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	
	●現状の巡視ルート・区間について、大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある。	J
	●堤防決壊の恐れのある箇所での土のう積み等の水防活動が的確に行われるよう、河川巡視で得られた堤防や 河川水位の情報を河川管理者と消防団員と兼任する水防団員で共有する必要がある。	K
	●水防団構成員の高齢化により、巡視が困難である。	L
水防資機材の整備状況について	○水防資機材については、河川管理者と水防管理団体が各々水防倉庫等に備蓄している。	
	●消防団員と兼任する水防団員と河川管理者が連携して的確な水防活動を推進するため、資機材にかかる情報を共有し、適切な配置について検討する必要がある。	M

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○高梁川水系河川整備計画を平成 22 年 10 月に作成。	
	○過去の被災状況、上下流の治水バランス、事業効果の早期発現等を踏まえた整備順序に従い事業を推進。	
	○河川整備計画策定以降、高潮堤防の暫定整備と浸透対策を実施している。	
	●洪水氾濫を未然に防ぐ対策及び被害軽減を図るための堤防構造の工夫を行う必要がある。	N
	●堤防の整備を推進する必要がある。	O

⑤ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○排水ポンプ車に関して事前に配備しており、実働実績がある。	
	●大規模水害に適応するため、既存施設や排水資機材を活用した効果的な排水対策計画を検討する必要がある。	P

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び氾濫水の排水等の対策を実施することで、協議会構成機関が連携して平成 32 年度までに達成すべき目標は以下のとおりとした。

【5 年間で達成すべき目標】

氾濫水が貯留する上流域や、ゼロメートル地帯を抱え、広範囲に広がる下流域の岡山平野における氾濫特性などをふまえた実効性のある防災・減災対策を推進し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

【目標達成に向けた 3 本柱の取組】

上記目標の達成に向け、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、高梁川において以下の項目を 3 本柱とした取組を実施する。

1. 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
2. 氾濫特性に応じた効果的な水防活動
3. 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、協議会構成機関が取り組む取組項目を次のとおり設定した。

なお、主な取組項目については、各協議会構成機関が連携して行っていくものとし、現状実施している施策や実施予定の施策については、今後も継続的に実施していくものとして位置付けた。

6.1. ハード対策の主な取組

協議会構成機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。なお、下表の「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」および「危機管理型ハード対策」については、平成32年度以降についても、河川整備計画等で位置づけられている対策を対象に、20～30年かけて引き続き対策を実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策 ・浸透対策 ・流下能力対策	ABCNO	平成32年度	中国地方整備局
■危機管理型ハード対策 ・天端の保護 ・裏法尻の補強	ABCNO	平成29年度	中国地方整備局
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	GHI	平成29年度～	中国地方整備局

() : 支援機関を示す。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
・ 防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	G	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、 浅口市 、早島町
・ 避難活動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備	M	平成 29 年度～	倉敷市、総社市、 浅口市 、早島町、岡山県、中国地方整備局
・ 円滑な避難行動や水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標、CCTV カメラの設置	G	平成 28 年度～	中国地方整備局
・ ダム再生の推進	AB	平成 29 年度～	岡山県

() : 支援機関を示す。

6.2. ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■ 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション（高梁川/小田川） ・広域避難計画の策定 ・避難場所等の有効性の検証や広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知、及びまるごとまちごとハザードマップ整備 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成支援及び訓練の促進 ・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	ABCE	平成 28 年度	中国地方整備局
	ABCF	平成 29 年度～	倉敷市、総社市、 浅口市、早島町、 (岡山県)、(気象庁)、(中国地方整備局)
	ABCEF	平成 29 年度～	倉敷市、総社市、 浅口市、早島町、 (岡山県)
	DEF	平成 29 年度～	倉敷市、総社市、 浅口市、早島町、 岡山県、(中国地方整備局)
	GHI	平成 29 年度～	倉敷市、総社市、 浅口市、早島町、 岡山県、中国地方整備局

() : 支援機関を示す。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■避難勧告の発令に着目したタイム ラインの作成 ・避難勧告の発令に着目したタイムラ インの作成及び精度向上 ・タイムラインに基づく首長等も参加 した実践的な訓練 ・警報等に関連して「危険度を色分け した時系列」や「警報級の現象とな る可能性」の情報提供開始及びメッ シュ情報の充実化（地域に迫る危険 の把握をサポート）	DE	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、 浅 口市 、早島町、(岡 山県)、気象庁、中 国地方整備局
	DE	平成 29 年度～	倉敷市、総社市、 浅 口市 、早島町、岡山 県、(気象庁)、(中 国地方整備局)
	G	平成 29 年度～	気象庁
■防災教育や防災知識の普及 ・水防災に関する説明会、出前講座を 活用した講習会の開催 ・教員を対象とした講習会の実施、小 学生を対象とした防災教育の実施 ・スマートフォン等へのプッシュ型洪 水情報等の情報発信 ・水位計やライブカメラの情報をリア ルタイムで提供 ・効果的な「水防災意識社会」再構築 に役立つ広報や資料の作成	JKM	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、 浅 口市 、早島町、岡山 県、気象庁、中国地 方整備局
	JKM	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、 浅 口市 、早島町、岡山 県、気象庁、中国地 方整備局
	FGHI	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、 浅 口市 、早島町、岡山 県、中国地方整備局
	FI	平成 28 年度～	中国地方整備局
	DEF	平成 29 年度～	倉敷市、総社市、 浅 口市 、早島町、岡山 県、気象庁、中国地 方整備局

() : 支援機関を示す。

②氾濫特性に応じた効果的な水防活動

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<p>■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団等への連絡体制の再確認、水防団同士の連絡体制の確保と伝達訓練の実施 ・水防団等が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検 ・関係機関が連携した実働水防訓練の実施 ・水防活動の担い手となる水防団員の募集及び水防協力団体の募集・指定を促進 ・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実及び機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備） ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 	JKLM	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、 浅口市、早島町、 (中国地方整備局)
	JKLM	平成 29 年度～	倉敷市、総社市、 浅口市、(気象庁)、 中国地方整備局
	JKLM	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、 浅口市、早島町、 岡山県、(気象庁)、 (中国地方整備局)
	JKLM	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、 浅口市、早島町、 (中国地方整備局)
	ABCD E	平成 29 年度～	倉敷市、総社市、 浅口市、早島町、 中国地方整備局
	JKLM	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、 浅口市、早島町、 中国地方整備局

③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水計画（案）の作成および排水訓練の実施 ・排水機場・樋門・水門等の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画を検討及び訓練の実施	P	平成 29 年度～	倉敷市、総社市、 浅口市、早島町、 岡山県、中国地方 整備局

() : 支援機関を示す。

7. フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水に対する取組方針については、改めて検討を行い、必要に応じて取組方針の見直しを実施する。

また、平成 29 年 6 月 20 日に国土交通本省でとりまとめられた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画についても必要に応じて本協議会の中で実施状況を報告し、取組方針の見直しを検討する。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく

吉井川・旭川の減災に係る取組方針

【第2版】（案）

平成 30 年 2 月 日

吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

岡山市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・和気町・岡山県

岡山地方気象台・国土交通省中国地方整備局

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	平成28年10月27日	初版作成
第2版	平成30年2月 日	P2 文修正、P9 現状と課題追加、P14、P17 取組追加、P18 文追加

目次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	4
3. 吉井川・旭川の概要と主な課題	5
3.1. 吉井川の概要	5
3.2. 旭川の概要	6
3.3. 主な課題	7
4. 現在の取組状況	8
5. 減災のための目標	11
6. 概ね5年で実施する取組	12
6.1. ハード対策の主な取組	12
6.2. ソフト対策の主な取組	14
7. フォローアップ	17

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水の恐れのある市町村（109 水系、730 市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、平成 32 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的に・計画的に推進することとした。

吉井川・旭川の直轄区間では、この「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、地域住民の安全・安心を担う沿川の岡山市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・和気町・岡山県・岡山地方気象台・中国地方整備局で構成される「吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を平成 28 年 8 月 4 日に設立した。

吉井川は流域内の下流部で早くから文化が開け、奈良時代から平安時代にかけて旺盛な開拓が展開され、また、津山と岡山を結ぶ高瀬舟の利用とあいまって地方有数の河港として繁栄する等、地域の文化、経済の発展を支えてきた。明治以降は陸上交通の発達に伴い山陰と近畿を結ぶ交通の要路が発達し、山陽自動車道、中国自動車道、国道 2 号、国道 374 号、JR 山陽新幹線、JR 山陽本線、JR 津山線、JR 姫新線、JR 因美線等が整備され交通の要衝となっている。児島湾周辺は、江戸時代からの干拓地が広がり、古くから農業が盛んな地域であるとともに、岡山県南新産業都市の指定を受け、繊維工業等を中心に発展してきた。

流域の地形は、扇状地性低地からなる和気低地、三角州性低地や干拓等により形成された岡山平野、児島湾干拓地等の低平地が広がっている。

旭川沿川には、山陽自動車道、国道 2 号、JR 山陽新幹線、JR 山陽本線、国道 53 号、JR 津山線等が整備された交通の要衝となっている。また、江戸時代以降に干拓等により形成された広大な岡山平野が広がり、古くから農業が盛んな地域である。

流域の地形は、岡山市中原付近より下流では、旭川の流送土砂により形成された地域と

干拓等により形成された地域とが合わさり、広大な岡山平野が広がっている。

吉井川・旭川の干拓の大部分は、新田開発のため、江戸時代に津田永忠によって行われたものである。岡山市街地はその低平地に発達しており、ゼロメートル地帯が広がっている。このような場所では河川からの氾濫により広範囲に浸水域が広がるだけでなく、内水や高潮によっても浸水するため、重大な被害が発生することになる。

吉井川水系の過去の主な洪水としては、昭和 51 年 9 月洪水（台風 17 号）、昭和 54 年 10 月洪水（台風 19 号）、平成 2 年 9 月洪水（台風 19 号）及び平成 10 年 10 月洪水（台風 10 号）に激甚な洪水被害が発生している。これらの洪水に対して、激甚災害対策特別緊急事業を採択し、河道掘削、築堤、排水機場の整備等を実施した。また、昭和 38 年 7 月洪水（梅雨前線）、昭和 40 年 7 月洪水（梅雨前線）及び昭和 47 年 7 月洪水（梅雨前線）を契機に、昭和 56 年に苦田ダムの建設に着手し、平成 17 年に完成した。また、低平地の広がる河口付近では、平成 16 年 8 月の台風 16 号により、高潮被害等浸水被害が発生している。

旭川水系の過去の主な水害としては、旭川直轄改修工事の契機となった明治 26 年 10 月洪水、既往最大洪水である昭和 9 年 9 月洪水（室戸台風）、昭和 20 年 9 月洪水（枕崎台風）、昭和 47 年 7 月洪水のほか、近年では平成 10 年 10 月洪水、平成 23 年 9 月洪水（台風 12 号）の出水において浸水被害が発生している。また、内水氾濫を生じた代表的な洪水は、昭和 51 年 9 月洪水であり、平成 16 年 8 月の台風 16 号による洪水では、既往最高潮位を記録し高潮による浸水被害を受けた。

公表された想定最大規模降雨による洪水浸水想定は、これまでの実績洪水より、さらに浸水面積や浸水深が大きく洪水継続時間が長いことから、その被害はより甚大なものになることが予想されている。

本協議会では、近年吉井川・旭川流域に甚大な洪水・土砂災害を引き起こした平成 10 年 10 月台風第 10 号など、過去の災害の教訓から課題を抽出するとともに、概ね 5 年後の防災・減災対策の目標を『氾濫水が貯留する上流域や、ゼロメートル地帯を抱え、広範囲に広がる下流域の岡山平野における氾濫特性などをふまえた実効性のある防災・減災対策を推進し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。』と定めた。

この目標に対して、各課題から派生する取り組み方針とその具体的な内容を抽出した。抽出にあたっては、これまでに本協議会を構成する各機関が既に防災・減災対策に着手していることを鑑み、施策に配慮した取組方針を提示している。

主な取組の具体的な内容としては、以下のとおりまとめられた。

- ・岡山県における社会、経済、文化に対して重要な役割を担う岡山平野とその周辺が、広範囲かつ長期間浸水が継続するという水害リスクを住民など広く一般に周知するため、平成 28 年度より気象庁及び各自治体教育委員会と連携し、小中学校における水害（防災）教育を実施するとともに、自主的な避難を確実に実施するため、住民の水防災意識の向上に資する説明会や出前講座等を活用した防災知識の普及を図る。
- ・氾濫域に国道 2 号等の主要幹線道路網や、鉄道、バスをはじめとする交通事業者、電気、ガス、通信などの公共インフラ設備、人口が集まる地域に地下街が発達していることから、防災行動に関する情報を関係者で共有することで、住民の命を守り、経済被害を最小化することを目的に、関係機関と連携したタイムラインの作成（平成 29 年度）及び継続的な精度向上を実施。
- ・社会経済活動の早期再開、国道や鉄道網途絶の影響の最小限化を図るため、氾濫水位を早期に低下させ、速やかに氾濫水を排水するための排水計画の検討及び訓練の実施。（平成 32 年度）
- ・ハード対策では、洪水氾濫を未然に防ぐ対策として堤防整備などの実施に加え、避難行動、水防活動に資する基盤、危機管理型ハード整備等を実施する。
- ・ソフト対策では、住民・協議会構成機関が、「水防災意識社会の再構築」に向け、継続的な取組に加えて、新たな防災・減災対策を実施する。なお、主体となる機関だけではなく、関係機関の相互支援を前提とする。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組について訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 3 条に基づき作成した。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは、以下のとおりである。

参加機関	構成メンバー
岡山市	市長
備前市	市長
瀬戸内市	市長
赤磐市	市長
和気町	町長
岡山県	危機管理監
〃	土木部長
気象庁	岡山地方気象台長
中国地方整備局	岡山国道事務所長
〃	岡山河川事務所長
〃	苫田ダム管理所長

3. 吉井川・旭川の概要と主な課題

3.1. 吉井川の概要

吉井川の想定氾濫域には人口、資産の集中する岡山市、瀬戸内市が存在し、サービス業を中心とした第三次産業が増加。社会・経済・文化の基盤をなしている。

一方で、吉井川下流部は、江戸時代以降の干潟の干拓や埋め立てによってゼロメートル地帯が拡大し、一度氾濫すれば、広範囲に浸水域が広がるだけでなく、水はけが悪く長時間浸水することとなるほか、高潮によっても浸水するため、重大な被害が発生することになる。以下に過去の洪水による被害状況を示す。

○昭和 20 年 9 月洪水

9 月 17 日夜半より 18 日早朝にかけ台風通過に伴い、吉井川流域内も、17 日の日雨量は山間部で 100mm～340mm に達し、岩戸地点の最大流量は 7,600m³/s と、既往最高を記録した。また、各河川の堤防は決壊し、未曾有の大洪水となり甚大な被害が発生した。

9 月 17 日 17 時 30 分、岩戸観測所において、避難判断水位 3.00m を突破し、18 日午前 5 時に計画高水位 7.40m と同水位を記録した。

和気郡和気町において日雨量 127mm を記録し、昭和 9 年の最高水位を 0.64m 超えた。岡山市瀬戸町における左岸堤防決壊は、被災家屋 78 戸、田畑浸水約 80 町歩におよんだ。

また御休付近の堤防が一部決壊し、被災家屋 1,245 戸、田畑浸水約 676 町歩の被害が発生した。特に被害激甚なる地方は瀬戸内市で、左岸瀬戸内市長船町地内の堤防一部決壊により、瀬戸内市長船町、同邑久町および岡山市西大寺の一部に、はん濫をもたらし、被災家屋 4,529 戸、田畑浸水 2,975 町歩の甚大な被害が生じた。

○平成 10 年 10 月洪水

10 月 17 日～18 日の台風 10 号豪雨は、吉井川流域に流域平均雨量 174mm(岩戸上流域 2 日雨量)、津山地点上流域に同 190mm をもたらした。津山雨量観測所(岡山県)の 17 日 21 時から 18 日 1 時までの 4 時間雨量は 157mm に達し、記録的な集中豪雨となった。今回の出水は、吉井川水系において戦後最大洪水であった昭和 20 年 9 月 18 日(枕崎台風)を上回る規模であり、津山市、久米郡美咲町、赤磐市吉井町、および和気郡和気町をはじめ各地で大きな被害が発生した。台風 10 号による集中豪雨は、吉井川沿川の各地に大きな被害をもたらした。赤磐市吉井町などで死者 2 名、行方不明者 1 名という惨事を招いた。さらに、吉井川のはん濫などにより、床上浸水 3,229 戸、床下浸水 2,661 戸の浸水被害が発生するとともに、多くの道路が通行不能となり、地域住民は大きな被害を被った。

3.2. 旭川の概要

旭川の想定氾濫域は吉井川同様、人口・資産の集中する岡山市である。河口に港をもち、多くの工場が立ち並んでいる。

一方で、旭川下流部は、江戸時代以降の干潟の干拓や埋め立てによってゼロメートル地帯が拡大し、一度氾濫すれば、広範囲に浸水域が広がるだけでなく、水はけが悪く長時間浸水することとなるほか、高潮によっても浸水するため、重大な被害が発生することになる。以下に過去の洪水による被害状況を示す。

○昭和 47 年 7 月洪水

7 月に入り、梅雨前線の活動が非常に活発になり、九州南部・東北地方に豪雨を降らせたが、9 日になってこの前線は、中国地方に停滞するに至った。また、台風 6、8 号が南方海上にあり、いっそう前線が刺激され、北九州から中国地方にかけて雷を伴った継続的な大雨を降らせた。7 月 9 日から 12 日までの総雨量は、181mm～500mm を記録した。このため、下牧観測所では、11 日 7 時に警戒水位を越えた。その後、水位は下降したが、12 日 2 時に再び警戒水位を越え、12 日 7 時 25 分、最高水位 9.00m を記録した。一方、三野観測所においても、11 日 7 時に警戒水位を越えるとともに百間川への流入が始まった。12 日 8 時には、8.42m の最高水位を記録した。

○平成 10 年 10 月洪水

平成 10 年 10 月 14 日から 18 日にかけて襲来した台風 10 号は岡山県全域に大雨をもたらした。この間、2 日雨量で 180mm の降雨を観測し、各地で河川のはん濫による浸水が発生した(下牧地点水位 9.16m)。中原地区では旭川の濁流が支川に逆流し、23 戸の家屋が浸水、東西中島地区周辺は、床上浸水 14 戸、床下浸水 43 戸の浸水被害が生じた。

岡山後楽園の県立博物館地階の収蔵庫では、貴重な資料が浸水するなど、大きな被害が生じた。

○平成 16 年 8 月洪水

平成 16 年 8 月 30～31 日(台風 16 号)では、旭川および百間川河口で高潮被害が発生した。

台風 16 号による降雨は、平成 16 年 8 月 30 日 4 時～8 月 31 日 15 時までの間に、旭川流域平均で 72mm の降雨を観測した。

台風の上陸が 1 年で 1 番潮位が高い時期の満潮時刻と重なったため、百間川河口部の沖元潮位観測所では、8 月 31 日 23 時 00 分に観測史上最高水位の 2.84m (零点高 TP.0.0m) を記録した。

旭川河口部左岸 0k000～1k400 付近の江並地先では、波浪による浸水(16 戸)や、百間川河口左岸の岡山県管理の海岸堤防において法崩れが発生した。

3.3. 主な課題

吉井川直轄区間の河川改修事業は、昭和 20 年 9 月(枕崎台風)の被害を契機に本格的に実施され、主に、築堤、護岸、掘削工事を行ってきた。この結果、戦後最大洪水となった平成 10 年 10 月洪水時は、上流の県管理区間では甚大な被害が発生したが、直轄区間では、一部の区間で H.W.L を上回ったが、堤防からの氾濫による被害はなく、洪水を流下させている。さらに、平成 17 年 4 月には苦田ダムが完成し、平成 10 年 10 月洪水時以上に治水安全度は向上している。

旭川直轄区間の河川改修事業は、明治 26 年 10 月洪水を契機に旭川改修計画が策定され、大正 15 年から直轄事業として着手した。以降、旭川・百間川ともに河川改修を実施しており、平成 26 年に百間川河口水門を増設した。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

○近年、当該流域内で浸水被害が生じていないことにより、地域が洪水に対する安心感を持ってしまふことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防があり、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される浸水リスクを住民に周知する必要がある。

○岡山平野がゼロメートル地帯であるという特徴から、一度氾濫が発生した場合には、沿川における広範囲に浸水域が広がるだけでなく、水はけが悪く長時間浸水することとなるほか、高潮によっても浸水するため、重大な被害が発生するといった水害リスクが、住民には十分に認知されていない。そのため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、当該河川の特徴を踏まえ、浸水を一日も早く解消するための排水計画の作成と効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。

以上を踏まえ、過去の水害におけるソフト面の各事項に対する課題（①河川特性に関する事項、②情報伝達、避難計画等に関する事項、③水防に関する活動、④河川管理施設の整備に関する事項、⑤氾濫水の排水、施設運用等に関する事項）が抽出された。

4. 現在の取組状況

本協議会では、このような認識のもと、参加機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について現状及び課題を抽出し、平成 32 年度までに達成すべき目標を掲げて、参加機関が連携して取り組んでいく内容を以下のとおりにとりまとめた。

参加機関が現在実施している主な減災に係る現状と課題は、以下のとおりである。

なお、本協議会で対象とする吉井川・旭川水系とは一級水系吉井川のうち、吉井川、金剛川を、一級水系旭川のうち、旭川、百間川を示す（直轄区間に限る）。

① 河川特性に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
河川特性について	○吉井川・旭川の下流部には岡山市街地が存在し、広がる岡山平野にはゼロメートル地帯や地盤高が洪水水位よりも低い箇所がある。 ○吉井川・旭川は、浸水範囲が重複する。 ○吉井川上流は山に挟まれた狭窄部になっている。	
	●長期間かつ広範囲で浸水被害が発生し、経済、社会に与える影響が甚大である。	A
	●吉井川上流では、急激に浸水深が大きくなり、被害が深刻になる恐れがある。	B

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
避難勧告等の発令基準等について	<p>○地域防災計画に避難勧告等の発令基準が記載されている。</p> <p>○旭川では、タイムライン策定に向けて検討会を実施している。</p>	
	<p>●地域防災計画に、より具体的に避難勧告の発令のタイミングや対象範囲の目安を記載したり、国（河川事務所、気象台）、県、市町と共同し、避難勧告等に着目したタイムラインを作成する必要がある。</p>	C
避難場所・避難経路について	<p>○各市町・県の地域防災計画において避難場所を設定している。</p> <p>○洪水・土砂災害被害の可能性のある避難所を明らかにしている。</p> <p>○ゼロメートル地帯で、津波や最大浸水想定等では、避難箇所として活用できる施設が少ない。</p>	
	<p>●現状の避難場所、避難経路について大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある。</p>	D
	<p>●市町内の広範囲が浸水する場合等を想定し、市町内だけでなく隣接自治体の避難場所への広域避難や避難経路についても事前に検討・調整しておく必要がある。</p>	E
	<p>●浸水深が深く、避難箇所の少ない河口部では、既存施設を活用した避難場所、経路確保が必要。</p>	S
住民等への情報伝達の体制や方法について	<p>○河川水位、洪水予報、CCTV映像の情報をウェブサイトやテレビ等を通じて伝達している。</p>	
	<p>●情報の入手のしやすさや切迫感の伝わりやすさを向上させる必要がある。</p>	F
	<p>●情報伝達手段が多様化し、情報伝達作業の煩雑化が懸念される。</p>	G

③ 水防に関する活動

項 目	○現状 と ●課題	
河川水位等に係る 情報提供について	<p>○現在、吉井川水位観測所の御休、熊山橋、金剛川の大田原に設置しているカメラについて、CCTV映像（静止画・約3分更新）を水防警報発表状況と合わせてウェブサイトで公開している。</p> <p>○苫田ダムに関してはリアルタイムの動画配信を行っている。</p> <p>○現在、旭川では江並、中ノ原に設置しているカメラについて、CCTV映像（静止画・約3分更新）を水防警報発表状況と合わせて、ウェブサイトで公開している。</p>	
	<p>●沿川住民に対し迫り来る危機を認識させるには、避難の目安となり得るカメラを選定し、リアルタイムでの画像配信を検討する必要がある。</p>	H
河川の巡視区間について	<p>○出水時には水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p>	
	<p>●現状の巡視ルート・区間について、大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある。</p>	I
	<p>●堤防決壊の恐れのある箇所での土のう積み等の水防活動が的確に行われるよう、河川巡視で得られた堤防や河川水位の情報を河川管理者と消防団員と兼任する水防団員で共有する必要がある。</p>	J
水防資機材の整備 状況について	<p>○水防資機材については、河川管理者と水防管理団体が各々水防倉庫等に備蓄している。</p>	
	<p>●消防団員と兼任する水防団員と河川管理者が連携して的確な水防活動を推進するため、資機材にかかる情報を共有し、適切な配置について検討する必要がある。</p>	L

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○吉井川水系は現在河川整備計画を策定中。 ○過去の被災状況、上下流の治水バランス、事業効果の早期発現等を踏まえた整備順序に従い事業を推進。	
	●治水対策メニューの決定、メニューに基づいた河川整備を行う必要がある。	M
	●人口、資産の集中する下流部の堤防整備を継続する必要がある。	N
	●洪水氾濫を未然に防ぐ対策及び被害軽減を図るための堤防構造の工夫を行う必要がある。	O
	○旭川水系河川整備計画を平成 25 年 3 月に策定。 ○築堤、河道掘削を河道整備のメインにし、過去の被災状況、上下流の治水バランス、事業効果の早期発現等を踏まえた整備順序に従い事業を推進。	
	●旭川下流地区の高潮対策や市街地の堤防整備を継続する必要がある。	P
●洪水氾濫を未然に防ぐ対策及び被害軽減を図るための堤防構造の工夫を行う必要がある。	Q	

⑤ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○排水ポンプ車に関して事前に配備しており、実働実績がある。	
	●大規模水害に適応するため、既存施設や排水資機材を活用した効果的な排水対策計画を検討する必要がある。	R

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び氾濫水の排水等の対策を実施することで、参加機関が連携して平成 32 年度までに達成すべき目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

氾濫水が貯留する上流域や、ゼロメートル地帯を抱え、広範囲に広がる下流域の岡山平野における氾濫特性などをふまえた実効性のある防災・減災対策を推進し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

【目標達成に向けた3本柱の取組】

上記目標の達成に向け、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、吉井川・旭川において以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

1. 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
2. 氾濫特性に応じた効果的な水防活動
3. 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員参加機関が取り組む施策内容を次のとおり設定した。

なお、各機関が取り組む施策内容について、現状実施している施策や実施予定の施策については、今後も継続的に実施していくものとして位置付けた。

6.1. ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。なお、下表の「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」および「危機管理型ハード対策」については、平成32年度以降についても、河川整備計画等で位置づけられている対策を対象に、20～30年かけて引き続き対策を実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策 <吉井川> ・流下能力対策 <旭川> ・パイピング対策 ・流下能力対策	ABMNOPQ	平成32年度	中国地方整備局
■危機管理型ハード対策 <吉井川、金剛川> ・天端の保護 <旭川、百間川> ・天端の保護	ABMNOPQ	平成28年度	中国地方整備局
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	FGH	平成29年度～	中国地方整備局

() : 支援機関を示す。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布 ・ 避難活動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備 ・ 円滑な避難行動や水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標、CCTV カメラの設置 ・ 河川管理者と道路管理者が協力し、堤防を活用した避難階段を整備 ・ ダム再生の推進 	F	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
	L	平成 29 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、岡山県、中国地方整備局
	F	平成 28 年度～	中国地方整備局
	S	平成 29 年度～	中国地方整備局
	AB	平成 29 年度～	岡山県、中国地方整備局

() : 支援機関を示す。

6.2. ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■ 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション（吉井川/金剛川、旭川/百間川） ・広域避難計画の策定 ・避難場所等の有効性の検証や広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知、及びまるごとまちごとハザードマップ整備 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成支援及び訓練の促進 ・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	ABD ABE ABDE CDE FGH	平成 28 年度 平成 29 年度～ 平成 29 年度～ 平成 29 年度～ 平成 29 年度～	中国地方整備局 岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、(岡山県)、(気象庁)、(中国地方整備局) 岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、(岡山県) 岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、岡山県、(中国地方整備局) 岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、岡山県、中国地方整備局

() : 支援機関を示す。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 ・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上 ・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練 ・警報等に関連して「危険度を色分けした時系列」や「警報級の現象となる可能性」の情報提供開始及びメッシュ情報の充実化（地域に迫る危険の把握をサポート）	CD	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、(岡山県)、気象庁、中国地方整備局
	CD	平成 29 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、岡山県、(気象庁)、(中国地方整備局)
	F	平成 29 年度～	気象庁
■防災教育や防災知識の普及 ・水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の開催 ・教員を対象とした講習会の実施、小学生を対象とした防災教育の実施 ・スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報等の情報発信 ・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供 ・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	IJL	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、岡山県、気象庁、中国地方整備局
	IJL	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、岡山県、気象庁、中国地方整備局
	EFGH	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、岡山県、中国地方整備局
	EH	平成 28 年度～	中国地方整備局
	CDE	平成 29 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、岡山県、気象庁、中国地方整備局

() : 支援機関を示す。

②氾濫特性に応じた効果的な水防活動

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化 ・水防団等が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検 ・関係機関が連携した実働水防訓練の実施 ・水防活動の担い手となる水防団員の募集及び水防協力団体の募集・指定を促進 ・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実及び機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備） ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	IJKL	平成 29 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、(気象庁)、中国地方整備局
	IJKL	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、岡山県、(気象庁)、(中国地方整備局)
	IJKL	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、(中国地方整備局)
	ABCD E	平成 29 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、中国地方整備局
	IJKL	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、中国地方整備局

③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水計画（案）の作成および排水訓練の実施 ・排水機場・樋門・水門等の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画を検討及び訓練の実施	R	平成 29 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、岡山県、中国地整

() : 支援機関を示す。

7. フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水に対する取組方針については、改めて検討を行い、取組方針の見直しを実施する。

また、平成 29 年 6 月 20 日に国土交通本省でとりまとめられた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画についても必要に応じて本協議会の中で実施状況を報告し、取組方針の見直しを検討する。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、取組方針を見直すこととする。

現状の水害リスク情報や取り組み状況の共有、
減災のための目標(案)について(高梁川)

(1) 現状の水害リスク情報や取り組み状況の共有
①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	倉敷市	総社市	浅口市	早島町	岡山県	気象庁	中国地方整備局	課題の対応
避難勧告等の発令基準	<p>避難準備情報 ①対象河川の水位が、避難判断水位に達し、かつ、上流域の河川水位が上昇しているとき。 ②対象河川の水位が、避難判断水位に達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれているとき。 ③対象河川の水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれているとき。 ④漏水等が発見されたとき。 ⑤大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定されるとき。 ⑥降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想されるとき。</p> <p>避難勧告 ①対象河川の水位が、氾濫危険水位に達したとき。 ②対象河川の水位が、避難判断水位を超えた状態で、氾濫注意情報又は氾濫警戒情報の水位予測により、水位が堤防高を超えることが予想されるとき。 ③堤防の決壊につながるような漏水等が発見されたとき。 ④判断する時点(時刻)で、対象河川の水位が避難判断水位を超えた状態で、上流における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれているとき。 ⑤対象河川の水位が、避難判断水位を超えた状態で、降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想されるとき。</p> <p>避難指示 ①対象河川の水位が、堤防天端高に到達するおそれが高いとき。 ②異常な漏水の進行や亀裂・滑り等により決壊のおそれが高まったとき。 ③決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき。 ④樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき。</p>	<p>避難準備情報 ・近隣で土砂災害前兆現象(湧き水、地下水の濁り等)を発見したとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。</p> <p>避難勧告 ・近隣で土砂災害前兆現象(深流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ擁壁等にクラック発生等)を発見したとき。 ・「土砂災害警戒情報」が発表された場合。 ・その他市長が必要と認めた場合。</p> <p>避難指示 ・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で土砂移動現象や重大な土砂災害前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂)を発見したとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。</p>	<p>避難準備・高齢者等避難開始 ①里見川の金光水位観測所の水位が避難判断水位である3.1mに到達した場合 ②里見川の金光水位観測所の水位が氾濫注意水位である2.7mに達し、かつ、強い降雨により上流域における実況雨量や予測雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ③軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑤近隣での浸水や、河川、水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水のおそれがあると見込まれる場合</p> <p>避難勧告 ①里見川の金光水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)である3.5mに到達した場合 ②里見川の金光水位観測所の水位が避難判断水位である3.1mを超えた状態で、かつ、強い降雨により急激な水位上昇のおそれがある場合 ③異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑤近隣での浸水や、河川、水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水の危険が高い場合</p> <p>避難指示 ①決壊や越水・溢水が発生した場合</p>	<p>避難準備情報 ・倉敷川、高梁川の水位が上昇しており、避難判断水位に達することが見込まれるとき ・近隣での浸水や、河川、水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測、児島湖水位情報により、浸水のおそれがあると見込まれるとき</p> <p>避難勧告 ・倉敷川、高梁川の水位が、氾濫危険水位に達したとき ・近隣での浸水や河川、水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測、児島湖水位情報を総合的に判断し、浸水の危険が高いとき ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見 ・近隣で浸水が拡大</p> <p>避難指示 ・高梁川の水位が、堤防天端に達することが見込まれるとき ・堤防の決壊 ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂の発見 ・近隣で浸水が床上に及んでいる</p>	<p>・県管理の洪水予報河川で、県と気象台が協同で洪水予報を公表し、自治体への連絡と報道機関等を通じての住民への周知を行っている。 ・県管理の水位周知河川で、河川水位が洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)に達したとき、自治体へ通知を行っている。 ・市町村が取り組む避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備について支援する。また、市町村から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。【地域防災計画】</p>	<p>D.地域防災計画に、より具体的に避難勧告の発令のタイミングや対象範囲を記載したり、国、県、市町と共同し、避難勧告等に着目したタイムラインを作成する必要がある。</p>		
避難場所・避難経路	<p>避難場所は、洪水・土砂災害ハザードマップを全戸配布により周知 HPにも掲載 避難経路は、指定していない。</p>	<p>・早期の避難所開設</p>	<p>避難場所：小中学校や公共施設を中心に指定し、ハザードマップやホームページ等により周知 避難経路：指定なし</p>	<p>避難場所 ・小中学校やコミュニティハウス等の公共施設で、早島町ハザードマップ、ホームページ等により周知 避難経路 ・指定なし</p>				<p>E.現状の避難場所、避難経路について大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある F.市内の広範囲が浸水する場合等を想定し、市内だけでなく隣接自治体の避難場所への広域避難や避難経路についても事前に検討・調整しておく必要がある。</p>
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>倉敷市緊急情報提供無線システム、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急連絡メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ、インターネット、災害情報共有システム(アラート)、広報車、消防車等のあらゆる手段の活用を図る。要配慮者利用施設には、岡山県防災情報メール配信サービスにより伝達する。</p>	<p>・Eメールや登録制メールの活用 ・アラートによるマスコミとの情報連動</p>	<p>・防災行政無線 ・緊急連絡メール(Eメール) ・登録制メール ・緊急告知ラジオ(割り込み放送) ・ホームページ ・広報車の利用 ・テレビ、ラジオ等報道機関へ広報への協力要請 ・アラート</p>	<p>避難勧告・指示を発令した場合は、緊急連絡メール、登録制メール、ホームページ、自治会・町内会連絡網等により、全ての人に伝わるよう留意して伝達する。</p>	<p>・気象情報等を自治体及び報道機関、気象庁HPを通じ、住民等へ周知している。</p>			<p>G.情報の入手のしやすさや切迫感の伝わりやすさを向上させる必要がある。 H.情報伝達手段が多様化し、情報伝達作業の煩雑化が懸念される。</p>
避難誘導体制	<p>消防職団員、警察官などは、避難誘導等に当たる市は、自主防災組織、福祉関係者等と連携し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画(「避難支援プラン」)の整備に努めるものとする。 また、市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、障がい者団体、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。</p>	<p>・避難情報の早期発令</p>	<p>避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によって市職員は、警察官、消防団員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるような避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会などの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、高齢者、幼児等避難行動要支援者の避難支援を優先して行う。</p>	<p>町職員、消防団員、自主防災組織、民生委員等が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。</p>				<p>E.現状の避難場所、避難経路について大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある F.市内の広範囲が浸水する場合等を想定し、市内だけでなく隣接自治体の避難場所への広域避難や避難経路についても事前に検討・調整しておく必要がある。</p>

②水防に関する項目

項目	倉敷市	総社市	浅口市	早島町	岡山県	気象庁	中国地方整備局	課題の対応
河川水位等に係る情報提供	<p>必要に応じて、倉敷市消防局メールサービス等により消防職・団員へ情報提供を行う。</p>	<p>総社市ホームページやスマートフォンへ河川水位を情報提供</p>	<p>市災害対策本部から直接市消防団へ連絡。</p>	<p>災害対策本部から、直接消防団へ連絡。</p>	<p>・岡山県防災ポータルにより河川水位の情報及び河川カメラ映像を提供している。</p>	<p>気象庁</p>	<p>・国土交通省が基準水位観測所により水防警戒を発表している。 ・災害発生のおそれがある場合は、事務所長から市町村長に対して情報伝達(ホットライン)している。 ・河川水位、洪水予報、監視カメラのライブ映像等の情報をインターネットや報道機関を通じて伝達している。</p>	<p>I.沿川住民に対し迫り来る危機を認識させるには、避難の目安となり得るカメラを選定し、リアルタイムでの画像配信を検討する必要がある。</p>
河川の巡視区間	<p>消防署及び消防団の各分団(部)がそれぞれ管轄する区域内の河川の巡視を行う。</p>	<p>総社市全域を流れる河川を巡視</p>	<p>降雨状況等を勘案しながら、市内の河川を巡視。</p>				<p>・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防団所の合同巡視を実施している。</p>	<p>J.現状の巡視ルート・区間について、大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある。 K.堤防決壊の恐れのある箇所での土のう積み等の水防活動が的確に行われるよう、河川巡視で得られた堤防や河川水位の情報を河川管理者と消防団員と兼任する水防団員で共有する必要がある。 L.水防団構成員の高齢化により、巡視が困難である。</p>
水防資機材の整備状況	<p>土のう148、908袋 杭1、502本 ブルーシート4、728枚 トラロープ187巻</p>	<p>市内各地域にある水防倉庫へ資機材を整備</p>	<p>市役所、支所で整備。</p>	<p>土のう袋等を防災倉庫などに用意している。</p>	<p>・土のう袋やロープ等を庁舎や水防倉庫などに用意している。</p>		<p>・防災ステーション、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</p>	<p>M.消防団員と兼任する水防団員と河川管理者が連携して的確な水防活動を推進するため、資機材にかかる情報を共有し、適切な配置の検討する必要がある。</p>
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>庁舎は、1m未満浸水 庁舎全体の発電機はB1にあるため、浸水 防災危機管理室及び市対策本部用の発電機は2階にあるため停電しない。 災害拠点病院の川崎医科大学附属病院は浸水しないが、周囲は浸水する。また、倉敷中央病院は2m未満浸水する。</p>	<p>国交省へ配水ポンプ車の出動要請を検討</p>	<p>本庁、寄島支所は浸水区域外だが、金光支所は1~2m未満の浸水区域内にある。</p>	<p>特になし</p>				<p>P.大規模水害に適応するため、排水施設の整備方針を策定し、効果的な排水対策施設整備を行う必要がある。</p>

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	倉敷市	総社市	浅口市	早島町	岡山県	気象庁	中国地方整備局	課題の対応	
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>水門・樋門136 ポンプ場89箇所 樋守等により操作 排水ポンプ車(30m)1台 災害対策本部等で出動を決定し、消防署により操作</p>	<p>排水施設流域の河川水位、雨量状況に応じ随時地元樋門操作員へ操作を指示</p>	<p>排水施設流域の河川水位・雨量等、状況に応じ随時地元操作員、または市の担当職員が操作を行う。</p>	<p>排水施設流域の河川水位・雨量等、状況に応じ随時水利委員へ操作を指示</p>				<p>・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両、機械において、平常時から定期的な保守点検を実施するとともに、機械担当職員等への訓練、教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p>	<p>P.大規模水害に適応するため、排水施設の整備方針を策定し、効果的な排水対策施設整備を行う必要がある。</p>

○:実施予定、●:実施済

具体的な取り組みの柱	主な内容	課題の対応	目標時期							地域住民
				倉敷市	総社市	浅口市	早島町	岡山県	国	
				事項						
具体的取組										
1) ハード対策の主な取り組み										
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策										
<高梁川> ・浸透対策 ・流下能力対策	・堤防整備、河道掘削、河川改修等	ABCNO	H32年度							中国地整
■危機管理型ハード対策										
・天端の保護 ・裏法尻の補強	・天端の保護 ・裏法尻の補強	ABCNO	H29年度							中国地整
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備										
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	GHI	平成29年度～							中国地整
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	G	平成28年度	○	○	○	○			
・避難行動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	M	平成29年度～	○	○	○	○	○		中国地整
・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	G	平成28年度～							中国地整
・ダム再生の推進	より洪水調節効果が期待できるよう操作規則の再検討(すべてのゲートダム)	AB	平成29年度～					○		
2) ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み										
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等										
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション(吉井川/金剛川、旭川/百間川、高梁川/小田川)の公表	・想定最大規模降雨を用いた吉井川、旭川、高梁川の浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表	ABCE	H29年度							中国地整 活用
・広域避難計画の策定	・協議会の中で広域避難計画(案)を策定	ABCF	平成29年度～	○	○	○	○	○		中国地整 気象庁 活用
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知、及びまちごとまちごとハザードマップ整備	・想定最大外力に基づいた洪水を対象に、広域避難計画も反映した洪水ハザードマップを策定する	ABCEF	平成29年度～	○	○	○	○	○		活用
・要配慮者利用施設の避難計画の作成支援および訓練の促進	・要配慮者利用施設の避難計画に水害を位置付けていく	DEF	平成29年度～	○	○	○	○	○		中国地整 活用
・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	・ハザードマップの周知のサポートとして、ハザードマップポータルサイトや地図情報を提供する	GHI	平成29年度～	○	○	○	○	○		中国地整 活用

具体的な取り組みの柱		主な内容	課題の対応	目標時期							地域住民
事項	具体的取組				倉敷市	総社市	浅口市	早島町	岡山県	国	
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成											
	・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上	・地域防災計画やハザードマップを踏まえたタイムラインを作成する ・チェックリストを活用したタイムラインを国と協同し策定する	DE	平成28年度～	○	○	○	○	○	中国地整 気象庁	
	・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施、もしくは検討を行う	DE	平成29年度～	○	○	○	○	●	中国地整 気象庁	参加
	・警報等に関連して「危険度を色分けした時系列」や「警報級の現象となる可能性」の情報提供開始及びメッシュ情報の充実化(地域に迫る危険の把握をサポート)	・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	G	平成29年度～						気象庁	活用
■防災教育や防災知識の普及											
	・水防災に関する説明会の開催	・水防災に関する説明会を開催する	JKM	平成28年度～	○	○	○	○	○	中国地整 気象庁	
	・教員を対象とした講習会の実施、小学生を対象とした防災教育の	・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身に付けていただくための講習会を実施する。	JKM	平成28年度～	○	○	○	○	○	中国地整 気象庁	
	・スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報等の発信	・プッシュ型による情報発信(洪水予報等)の実施	FGHI	平成28年度～	○	○	○	○	○	中国地整	活用
	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供	FI	平成28年度～						中国地整	活用
	・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	・広報誌やホームページ等を作成・提供	DEF	平成29年度～	○	○	○	○	○	中国地整 気象庁	活用
2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間確保のための水防活動の取組											
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化											
	・水防団等が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加	JKLM	平成29年度～	○	○	-	-		中国地整 気象庁	参加
	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・水防管理団体が行う訓練への参加	JKLM	H28年度～	○	○	○	○	○	中国地整 気象庁	参加
	・水防活動の担い手となる水防団員の募集及び水防協力団体の募集・指定を促進	・広報誌やホームページ等で広く募集していく	JKLM	H28年度～	○	○	○	○			参加
	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実及び機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	・浸水想定区域内の庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有	ABCDE	H29年度～	○	○	○	○		中国地整	
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・地域の建設業者も組み込んだ水防支援体制の検討を実施し、構築する	JKLM	H28年度～	○	○	○	○			
2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組											
■排水計画(案)の作成および排水訓練の実施											
	・排水機場・樋門・水門等の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画を検討及び訓練の実施	・排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	P	平成29年度～	○	○	○	○	○	中国地整	参加

項目事項	内容	課題の対応	中国地整	気象庁	岡山県	倉敷市	総社市	浅口市	早島町
1)ハード対策の主な取り組み									
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策									
	<高梁川> ・浸透対策 ・流下能力対策	ABCNO	<高梁川> 【～H32年度～実施】						
■危機管理型ハード対策									
	・天端の保護 ・裏法尻の補強	ABCNO	<高梁川> 【H29年度実施】						
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備									
	・雨量・水等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	GHI	公開用カメラの増設【H29年度～】						
	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	G				倉敷市緊急情報提供無線システム更新【H28年度】 拡声塔からの放送が聞こえない自主防災組織に緊急告知FMラジオを貸与 岡山県防災情報メール配信サービスを登録するよう周知	デジタル防災無線の整備検討【H29年度～】	緊急告知ラジオの配備【H24年度～】	デジタル防災行政無線を整備【H28年度】
	・避難行動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備	M	資材の確認及び不足した資材の確保【H29年度～】		資材の確認及び不足した資材の確保【H29年度～】	資材の確認及び不足した資材の確保【H29年度～】	資材の確認及び不足した資材の確保【H29年度～】	資材の確認及び不足した資材の確保【H29年度～】	資材の確認及び不足した資材の確保【H29年度～】
	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	G	越水のおそれがある箇所に設置【H28年度～】						
	・ダム再生の推進	AB			より洪水調節効果が期待できるよう操作規則の再検討(すべてのゲートダム)。【H29年度～】				
2)ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み									
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等									
	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション(吉井川/金剛川、旭川/百間川、高梁川/小田川)の公表	ABCE	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションを公表【H29年度】						
	・広域避難計画の策定	ABCF	作成に必要な情報の提供および策定を支援【～H32年度】	作成に必要な情報の提供および策定を支援【～H32年度】	岡山河川、市町と協同し、「岡山県災害時相互応援協定」と整合をとりながら策定を支援【～H32年度】	「岡山県災害時相互協定」と整合をとりながら策定、検討【H29年度～】	「岡山県災害時相互協定」と整合をとりながら策定、検討【H29年度～】	「岡山県災害時相互協定」と整合をとりながら策定、検討【H29年度～】	「岡山県災害時相互協定」と整合をとりながら策定、検討【H29年度～】
	・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知、及びまごごとまちごとハザードマップ整備	ABCEF			直轄区間に関連する市町村内にある県管理河川について、情報を提供する。【H29年度～】	広域避難計画策定後、ハザードマップを作成、整備。【H29年度～】	広域避難計画策定後、ハザードマップを作成、整備。【H29年度～】	広域避難計画策定後、ハザードマップを作成、整備。【H29年度～】	広域避難計画策定後、ハザードマップを作成、整備。【H29年度～】
	・要配慮者利用施設の避難計画の作成支援および訓練の促進	DEF	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び避難情報の提供の実施支援【H29年度～】		要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけ、避難訓練等を支援【H29年度～】	要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけ、避難訓練等を支援【H29年度～】	要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけ、避難訓練等を支援【H29年度～】	要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけ、避難訓練等を支援【H29年度～】	要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけ、避難訓練等を支援【H29年度～】
	・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	GHI	HPの工夫積極的な広報【H28年度～】		HPの工夫積極的な広報【H28年度～】	国交省、県のHPへのリンク設定【H29年度～】	国交省、県のHPへのリンク設定【H29年度～】	国交省、県のHPへのリンク設定【H29年度～】	国交省、県のHPへのリンク設定【H29年度～】

項目	事項	内容	課題の対応	中国地整	気象庁	岡山県	倉敷市	総社市	浅口市	早島町
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成										
		・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上	DE	各自治体の作成支援【H28年度～】	各自治体の作成支援【H28年度～】	中国地整、気象庁、市町と協同し、策定を支援する。【H28年度～】	タイムライン策定済だが、さらに精度向上に向けて検討【H28年度～】	タイムラインの策定・精度向上検討【H29年度～】	タイムラインの策定・精度向上検討【H29年度～】	タイムラインの精度向上【H29年度～】
		・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	DE	自治体訓練への参加や支援【H28年度～】	自治体訓練への参加や支援【H28年度～】	実施している。【H27年度～】	策定後実施【H30年度～】	策定後実施【H30年度～】	図上訓練等を検討策定後実施【H30年度～】	ロールプレイング等の実践的な訓練の検討【H30年度～】
		・警報等に関連して「危険度を色分けした時系列」や「警報級の現象となる可能性」の情報提供開始及びメッシュ情報の充実化(地域に迫る危険の把握をサポート)	G		警報等における危険度の色分け表示 「警報級の現象になる可能性」の情報提供 メッシュ情報の充実化【H29年度出水期～】					
■防災教育や防災知識の普及										
		・水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の開催	JKM	各水防団等を対象に説明会を実施している。	関係機関と連携し、効果的な対応を検討する。【H28年度～】	出前講座等を利用し、防災知識の普及啓発活動を行う。【H28年度～】	出前講座等を利用し、防災知識の普及啓発活動を行う。【H28年度～】	出前講座等を利用し、防災知識の普及啓発活動を行う。【H28年度～】	出前講座等を利用し、防災知識の普及啓発活動を行う。【継続実施】	出前講座等を利用し、防災知識の普及啓発活動を行う。【引き続き実施】
		・教員を対象とした講習会の実施、小学生を対象とした防災教育の実施	JKM	気象庁及び各教育委員会と連携し、防災知識の普及啓発活動を検討する。【H28年度～】	教育委員会等と連携し、効果的な対応を検討する。【H28年度～】	中国地整、気象庁を交え教育委員会と連携し、防災知識の普及啓発活動を検討する。【H28年度～】	中国地整、気象庁を交え教育委員会と連携し、防災知識の普及啓発活動を検討する。【H28年度～】	中国地整、気象庁を交え教育委員会と連携し、防災知識の普及啓発活動を検討する。【H28年度～】	中国地整、気象庁を交え教育委員会と連携し、防災知識の普及啓発活動を検討する。【H29年度～】	中国地整、気象庁を交え教育委員会と連携し、防災知識の普及啓発活動を検討する。【H28年度～】
		・スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報等の発信	FGHI	スマートフォン等によるプッシュ型の洪水情報発信の実施【H30年度】		登録型防災メールの普及啓発継続及びスマートフォン等によるプッシュ型の洪水情報発信の検討【H28年度～】	登録型防災メールの普及啓発継続 防災メール、緊急速報メール等を活用し、プッシュ型で情報伝達を検討【H28年度～】	登録型防災メールの普及啓発継続 防災メール、緊急速報メール等を活用し、プッシュ型で情報伝達を検討【H28年度～】	・スマートフォンアプリ、登録型防災メールの普及啓発【継続実施】 ・スマートフォンアプリ、防災メール、緊急速報メール等を活用し、プッシュ型で情報伝達を検討【H29年度～】	・スマートフォンアプリ、登録型防災メールの普及啓発【引き続き実施】 ・スマートフォンアプリ、防災メール、緊急速報メール等を活用し、プッシュ型で情報伝達を検討【H28年度～】
		・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	FI	HPでの提供及び積極的な広報【H28年度～】						
		・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	DEF	HPや広報誌、ポスター、チラシによる災害情報の広報・周知【H29年度～】	HPや広報誌、ポスター、チラシによる災害情報の広報・周知【H29年度～】	HPや広報誌、ポスター、チラシによる災害情報の広報・周知【H29年度～】	HPや広報誌、ポスター、チラシによる災害情報の広報・周知【H29年度～】	HPや広報誌、ポスター、チラシによる災害情報の広報・周知【H29年度～】	HPや広報誌、ポスター、チラシによる災害情報の広報・周知【H29年度～】	HPや広報誌、ポスター、チラシによる災害情報の広報・周知【H29年度～】
2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間確保のための水防活動の取組										
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化										
		・水防団等が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	JKLM	水防団等との堤防点検の実施【H29年度～】	河川事務所が実施する共同点検に参加【H29年度～】		河川事務所が実施する共同点検に参加【H29年度～】	河川事務所が実施する共同点検に参加【H29年度～】	-	-
		・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	JKLM	各自治体の訓練に積極的に参加【H28年度～】	関係機関等の要請に基づき、水防管理団体が行う訓練を支援【H28年度～】	関係機関が行う水防訓練へ参加。定期的に水防訓練を実施【H28年度～】	関係機関が行う水防訓練へ参加。定期的に水防訓練を実施【H28年度～】	関係機関が行う水防訓練へ参加。定期的に水防訓練を実施【H28年度～】	関係機関が行う水防訓練へ参加。定期的に水防訓練を実施【H29年度～】	関係機関が行う水防訓練へ参加。定期的に水防訓練を実施【H28年度～】
		・水防活動の担い手となる水防団員の募集及び水防協力団体の募集・指定を促進	JKLM	各自治体のホームページにリンクの設定【H29年度～】			市ホームページや広報誌等で募集していく。【H28年度～】	市ホームページや広報誌等で募集していく。【H28年度～】	市ホームページや広報誌等で募集していく。【H29年度～】	町ホームページや広報誌等で募集【引き続き実施】
		・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実及び機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	ABCDE	各施設の浸水深(L1,L2)情報を各構成員に提供し、立地状況をとりまとめ、共有を図る【H29年度～】			浸水想定区域内の庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有【H29年度】	浸水想定区域内の庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有【H29年度】	浸水想定区域内の庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有【H29年度】	浸水想定区域内の庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有【H29年度】
		・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	JKLM	建設業協会及び地元建設業者と協定を結び、災害時には被災者の救出及び社会基盤の応急復旧を行う【H28年度～】			建設業協会と協定を締結済。災害時には社会基盤の応急復旧を行う【H28年度～】	建設業協会と協定を結び、災害時には被災者の救出及び社会基盤の応急復旧を行う【H28年度～】	建設業協会と協定を締結済み。災害時には被災者の救出及び社会基盤の応急復旧を行う【継続実施】	町内建設業7社と協定を結び、災害時には社会基盤の応急復旧を行う【引き続き実施】
2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組										
■排水計画(案)の作成および排水訓練の実施										
		・排水機場・樋門・水門等の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画を検討及び訓練の実施	P	関係機関と連携し、排水施設の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画の検討【H29年度～】		関係機関と連携し、排水施設の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画の検討【H29年度～】	関係機関と連携し、排水施設の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画の検討【H29年度～】	関係機関と連携し、排水施設の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画の検討【H29年度～】	関係機関と連携し、排水施設の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画の検討【H29年度～】	関係機関と連携し、排水施設の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画の検討【H29年度～】

現状の水害リスク情報や取り組み状況の共有、
減災のための目標(案)について(吉井川・旭川)

(1) 現状の水害リスク情報や取り組み状況の共有

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	岡山市	備前市	瀬戸内市	赤磐市	和気町	岡山県	気象庁	中国地方整備局	課題の対応
避難準備等の発令基準	<p>避難準備情報: 大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する ①水位が避難判断水位に達し、今後氾濫危険水位に到達すると予測される場合 ②氾濫警戒情報が発表された場合 ③台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、ハトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断した場合 ④夜間から翌日早朝の間にレベル3(メッシュ情報)に到達する可能性が想定された場合は、避難準備情報の発令を検討 避難警告: 大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する ①水位が、一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれる場合 ②氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれ、氾濫危険情報が発表された場合 ③台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、ハトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断した場合 ④土砂災害警戒情報が発表され、岡山県土砂災害危険度情報による危険レベルがレベル3に達しているメッシュ(5km) ⑤近隣で土砂災害発生の前兆現象(湧き水・地下水が湧り始めた、量が変化したときなど)が発見された場合 避難指示: 以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する ①水位が氾濫危険水位に達しており、更なる強い降雨の継続が予想される場合 ②洪水予報区間で氾濫が発生し、氾濫発生情報が発表された場合 ③堤防が決壊した場合又は破壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 ④近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、ハトロールや市民からの通報による地域情報等から、更に浸水の区域が拡大、拡大化する恐れがあると判断した場合 ⑤土砂災害警戒情報が発表され、岡山県土砂災害危険度情報による危険レベルがレベル4に達しているメッシュ(5km) ⑥土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、近隣で土砂災害の危険が切迫している場合または発生した場合</p>	<p>避難準備情報: ①前日までの雨量が連続で100ミリ以上かつ当日の雨量が50ミリ以上 ②前日までの雨量が連続で40ミリ～100ミリかつ当日の雨量が80ミリ以上 ③前日までの雨量が連続で40ミリ以下かつ当日の雨量が100ミリ以上 ④近隣で土砂災害前兆現象(湧き水、地下水の湧りなど)を発見したとき 避難警告: ①前日までの雨量が連続で100ミリ以上かつ当日の雨量が50ミリを超え、今後時間雨量が30ミリ程度と予想される場合 ②前日までの雨量が連続で40ミリ～100ミリかつ当日の雨量が80ミリを超え、今後時間雨量が30ミリ程度と予想される場合 ③前日までの連続雨量が40ミリ以下かつ当日の雨量が100ミリを超え、今後時間雨量が30ミリ程度と予想される場合 ④近隣で土砂災害前兆現象(溪流付近での斜面崩壊、斜面のほらみ、掘壁などに亀裂やひび割れ)を発見したとき 避難指示: ①近隣で土砂災害が発生したとき、近隣で土砂移動現象や重大な土砂災害前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂など)を発見したとき</p>	<p>避難準備情報: ①御休水位観測所の水位が避難判断水位(7.70m)に到達し、かつ上流の津瀬水位観測所の河川水位が上昇している場合 ②御休水位観測所の水位が避難判断水位(7.70m)に到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続き水位の上昇が見込まれている場合 ③漏水等が発見された場合 避難警告: ①御休水位観測所の水位が氾濫危険水位(8.20m)に到達した場合 ②御休水位観測所の水位が避難判断水位(7.70m)を超えた状況で、氾濫警戒情報の水位予測により、急激に水位が上昇し、氾濫のおそれがある場合 ③異常な漏水等が発見された場合 避難指示: ①御休水位観測所の水位が計画高水位(8.746m)に到達するおそれが高い場合 ②異常な漏水の進行や亀裂等により決壊のおそれが高まった場合 ③決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき</p>	<p>指定水位観測所の水位が避難判断水位に達し、なお上昇を認めるとき 避難警告: 指定水位観測所の水位が氾濫危険水位に達し、なお上昇を認めるとき 避難指示: 洪水の発生するおそれがあるとき</p>	<p>河川が氾濫注意水位を突破し、氾濫危険水位に近接すると想定される等洪水のおそれがあるとき。</p>	<p>・県管理の洪水予報河川で、県と気象台が協同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。 ・県管理の水位周知河川で、河川水位が洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)に達したとき、自治体へ通知を行っている。 ・市町村が取り組む避難警告等の判断・伝達マニュアルの整備について支援する。また、市町村から求めがあった場合には、避難指示又は避難警告の対象地域、判断時期等について助言する。【地域防災計画】</p>	<p>・国土交通省または県と共同で洪水予報を発表し、自治体への伝達と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。 ・気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等を周知している。</p>	<p>中国地方整備局</p>	<p>C.地域防災計画に、より具体的に避難警告の発令のタイミングや対象範囲を記載したり、国、県、市町と共同し、避難警告等に着目したタイムラインを作成する必要がある。</p>
避難場所・避難経路	<p>避難場所: 小中学校やコミュニティセンターなどの公共施設で、岡山市ハザードマップ、ホームページ等により周知 避難経路: 地域から各種避難場所及び避難地への連絡については、災害の発生等による影響を考慮し、幹線道路を基本とするが、指定はしていない</p>	<p>避難場所は、備前市ハザードマップ、ホームページで周知しているが、避難経路については指定していない。</p>	<p>洪水ハザードマップ、HPIにより周知。避難経路については表示なし。</p>	<p>浸水想定区域にある避難場所について地域防災計画に掲載。 河川、雨の状況に応じて最適な避難を行うよう日頃から啓発する。</p>	<p>小中学校やコミュニティハウス等の公共施設等。 避難経路については、指定していない。</p>	<p>中国地方整備局</p>	<p>D.現状の避難場所、避難経路について大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある。 E.市町内の広範囲が浸水する場合等を想定し、市町内だけでなく隣接自治体の避難場所への広域避難や避難経路についても事前に検討・調整しておく必要がある。</p>		
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>避難警告・避難指示等の伝達は、サイレン又は警鐘による音信号・テレビ及びラジオによる放送、緊急連絡メール、更に広報車・指標車・消防車等車両による巡回広報・インターネット等によって対象地域住民等対象者に周知・徹底する ・防災行政無線 ・緊急告知ラジオ(割り込み放送) ・緊急連絡メール ・広報車の利用 ・インターネット ・テレビ、ラジオ等報道機関へ広報への協力要請 ・アラート</p>	<p>避難警告・指示を発令したときは、防災行政無線、拡声器付き公用車、市職員・消防団員による巡回等により伝達する。 ・緊急連絡メール ・ホームページ ・防災行政無線 ・広報車の利用</p>	<p>避難警告等避難情報を発令した場合は、防災行政無線、ホームページ、メルマガ、フェイスブック、緊急連絡メール、広報車(市、消防団)、アラート、岡山防災ポータル等により、地域内の全ての人に伝わるよう留意し伝達する。</p>	<p>ホームページに掲載 防災行政無線で屋外・屋内の住民に周知 L-ALERTによる伝達</p>	<p>避難警告・指示を発令した場合は、告知端末、ホームページ、緊急連絡メールを通じて全ての人に伝わるよう留意して伝達する。</p>	<p>・気象情報等を自治体及び報道機関、気象庁HPを通じ、住民等へ周知している。</p>	<p>中国地方整備局</p>	<p>F.情報の入手のしやすさや切迫感の伝わりやすさを向上させる必要がある。 G.情報伝達手段が多様化し、情報伝達作業の煩雑化が懸念される。</p>	
避難誘導体制	<p>・災害現象の拡大方向を見極め、適切な時期に適切な方向へ避難誘導する ・介助が必要となる負傷者・病人・要配慮者等は優先的に避難させるものとする ・避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとし、状況によっては消防団、職員、警察官と連携をとり、誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ町内会・自治会・自主防災組織ごとで集団誘導を行うものとし、負傷者、障害者、老人、幼児等の避難を優先して行う</p>	<p>市職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。</p>	<p>市職員、消防団員、警察、民生委員、自主防災組織が連携し避難誘導を行う。特に避難行動要支援者の避難誘導については名簿の情報共有を図る。</p>	<p>発災時の避難誘導に係る計画を検討中</p>	<p>町職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。</p>	<p>中国地方整備局</p>	<p>D.現状の避難場所、避難経路について大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある。 E.市町内の広範囲が浸水する場合等を想定し、市町内だけでなく隣接自治体の避難場所への広域避難や避難経路についても事前に検討・調整しておく必要がある。</p>		

②水防に関する項目

項目	岡山市	備前市	瀬戸内市	赤磐市	和気町	岡山県	気象庁	中国地方整備局	課題の対応
河川水位等に係る情報提供	<p>岡山地方気象台・旭川ダム統合管理事務所等から、各種予報及び警報、情報を受信したときは、伝達系統図により、消防署・消防団・関係事業所、各局主管課長等に対し電話やファクシミリ等で、個別に直接情報伝達を通知する</p>	<p>危険水位レベルにより災害対策本部から水防団(消防団)に連絡をしている。</p>	<p>市災害対策本部から直接水防団へ連絡</p>	<p>指定水位観測所の情報を基に防災行政無線による周知 難聴者へのFAXによる周知</p>	<p>災害対策本部から、直接消防団へ連絡。</p>	<p>岡山県防災ポータルにより河川水位の情報及び河川カメラ映像を提供している。</p>	<p>中国地方整備局</p>	<p>・国土交通省が基準水位観測所により水防警報を発表している。 ・災害発生のおそれがある場合は、事務所長から市町村長に対して情報伝達(ホットライン)している。 ・河川水位、洪水予報、監視カメラのライブ映像等の情報をインターネットや報道機関を通じて伝達している。</p>	<p>H.沿川住民に対し迫り来る危機を認識させるには、避難の目安となり得るカメラを選定し、リアルタイムでの画像配信を検討する必要がある。</p>
河川の巡視区間	<p>吉井川、旭川、百間川の水防警報・河川洪水予報・高潮警報の発表時等水位上昇時には重要水防所等巡回・警戒活動を行い、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、消防ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行う</p>	<p>水防団(消防団)の各分団ごとに担当区域があるので、その箇所を巡視する。</p>	<p>市内全河川、吉井川水系については重要水防所危険箇所として5ヶ所を指定(色久町福山～長船町福岡)</p>	<p>担当職員による1級、普通河川の巡視ハトロール 地区住民による維持管理業務</p>	<p>水防団の受け持ち区間などの記載なし</p>	<p>中国地方整備局</p>	<p>I.現状の巡視ルート・区間について、大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある。 J.堤防決壊の恐れのある箇所等土のう積み等の水防活動が的確に行われるよう、河川巡視で得られた堤防や河川水位の情報を河川管理者と消防団員と兼任する水防団員で共有する必要がある。 K.水防団構成員の高齢化により、巡視が困難である。</p>		
水防資機材の整備状況	<p>各地区に設置している水防倉庫、各区役所・支所・地域センター、全消防署に土嚢袋等各種水防資機材を備蓄(資機材及び数量については岡山市水防計画掲載) 各区役所にウォータージェットの配備</p>	<p>市内各地区に土嚢用の真砂土と土嚢袋を配布している。</p>	<p>市内5ヶ所に水防資機材倉庫を設置</p>	<p>市役所、支所で整備 自主防災組織による整備を行えるよう啓発している。</p>	<p>土嚢袋を本庁倉、佐伯庁倉、町内2水防倉庫に配備。 防災用真砂土を各区ごとに配備。</p>	<p>・土のう袋やロープ等を庁倉や水防倉庫などに用意している。</p>	<p>中国地方整備局</p>	<p>L.消防団員と兼任する水防団員と河川管理者が連携して的確な水防活動を推進するため、資機材にかかる情報を共有し、適切な配置の検討する必要がある。</p>	
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>特になし</p>	<p>特になし。</p>	<p>特になし。</p>	<p>(無回答)</p>	<p>特になし。</p>	<p>中国地方整備局</p>	<p>R.大規模水害に適切に対応するため、排水施設の整備方針を策定し、効果的な排水対策施設整備を行う必要がある。</p>		

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	岡山市	備前市	瀬戸内市	赤磐市	和気町	岡山県	気象庁	中国地方整備局	課題の対応	
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>岡山市内のポンプ場は、旭川・百間川関係で21施設45台(うち4施設9台が国施設)、吉井川関係で9施設22台(うち2施設6台が国施設)あり、水門・樋門では、旭川・百間川関係で100施設(うち39施設が国施設、22施設が県施設)、吉井川関係で38施設(うち7施設が国施設)あり、大雨等で水門等閉まった際に地元操作員又は市の各担当職員が配置され排水操作等を行っている</p>	<p>市内金剛川流域には5か所の水門(県管理、市が受託管理)があり、点検・操作等の管理は地元水利委員などに委託している。日常の点検及び大雨、洪水等有事の対応について、連携して対応している。また、市内に2つの排水機場(片上・吉永)があり、通常時は無人だが、大雨警報が発令され、洪水が予想される場合は、2人配置し、ポンプ場の稼働状況及び内水の水位の確認を行う。</p>	<p>国土交通省から委託を受けた排水機場の操作</p>	<p>防災体制班員、地元住民による操作</p>	<p>中国地方整備局</p>	<p>和気町</p>	<p>岡山県</p>	<p>気象庁</p>	<p>中国地方整備局</p>	<p>R.大規模水害に適切に対応するため、排水施設の整備方針を策定し、効果的な排水対策施設整備を行う必要がある。</p>

○:実施予定、●:実施済

具体的な取り組みの柱	事項	具体的な取組	主な内容	課題の対応	目標時期	実施する機関							地域住民
						岡山市	備前市	瀬戸内市	赤磐市	和気町	岡山県	国	
1) ハード対策の主な取り組み													
■ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策													
		<吉井川、金剛川> ・流下能力対策 <旭川> ・パイピング対策 ・流下能力対策	・堤防整備、河道掘削、河川改修等	ABMNOPQ	H32年度							中国地整	
■ 危機管理型ハード対策													
		・天端の保護 ・裏法尻の補強	・天端の保護 ・裏法尻の補強	ABMNOPQ	H29年度							中国地整	
■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備													
		・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	FGH	平成29年度～							中国地整	
		・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	F	平成28年度	●	○	○	○	●			
		・避難行動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	L	平成29年度～	○	○	○	○	○	○	中国地整	
		・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	F	平成28年度～							中国地整	
		・河川管理者と道路管理者が協力し、堤防を活用した避難階段を整備	・堤防下から橋梁路面まで到達できる避難階段を整備	S	平成29年度～							中国地整	
		・ダム再生の推進	より洪水調節効果が期待できるよう操作規則の再検討	AB	平成29年度～						○	中国地整	
2) ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み													
■ 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等													
		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション(吉井川/金剛川、旭川/百間川、高梁川/小田川)の公表	・想定最大規模降雨を用いた吉井川、旭川、高梁川の浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表	ABD	H29年度							中国地整	活用
		・広域避難計画の策定	・協議会の中で広域避難計画(案)を策定	ABE	H32年度	H29年度～	○	○	○	○	○	中国地整 気象庁	活用
		・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知、及びまごともまちごとハザードマップ整備	・想定最大外力に基づいた洪水を対象に、広域避難計画も反映した洪水ハザードマップを策定する	ABDE	平成29年度～	○	○	○	○	○	○		活用
		・要配慮者利用施設の避難計画の作成支援および訓練の促進	・要配慮者利用施設の避難計画に被害を位置付けていく	CDE	平成29年度～	○	○	○	○	○	○	中国地整	活用
		・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	・ハザードマップの周知のサポートとして、ハザードマップポータルサイトや地図情報を提供する	FGH	平成29年度～	○	○	○	○	○	○	中国地整	活用

具体的な取り組みの柱	事項	主な内容	課題の対応	目標時期	実施する機関						地域住民	
					岡山市	備前市	瀬戸内市	赤磐市	和気町	岡山県		国
					中国地整 気象庁	中国地整 気象庁	中国地整 気象庁	中国地整 気象庁	中国地整 気象庁	中国地整 気象庁		
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成												
	・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上	・地域防災計画やハザードマップを踏まえたタイムラインを作成する ・チェックリストを活用したタイムラインを国と協同し策定する	CD	平成28年度～	○	○	○	○	○	○	中国地整 気象庁	
	・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施、もしくは検討を行う	CD	平成29年度～	○	○	○	○	○	●	中国地整 気象庁	参加
	・警報等に関連して「危険度を色分けした時系列」や「警報級の現象となる可能性」の情報提供開始及びメッシュ情報の充実化(地域に迫る危険の把握をサポート)	・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	F	平成29年度～							中国地整 気象庁	活用
■防災教育や防災知識の普及												
	・水防災に関する説明会の開催	・水防災に関する説明会を開催する	IJL	平成28年度～	○	○	○	○	○	○	中国地整 気象庁	
	・教員を対象とした講習会の実施、 小学生を対象とした防災教育の	・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身に付けていただくための講習会を実施する。	IJL	平成28年度～	○	○	○	○	○	○	中国地整 気象庁	
	・スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報等の発信	・プッシュ型による情報発信(洪水予報等)の実施	EFGH	平成28年度～	○	○	○	○	○	○	中国地整	活用
	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供	EH	平成28年度～							中国地整	活用
	・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	・広報誌やホームページ等を作成・提供	CDE	平成29年度～	○	○	○	○	○	○	中国地整 気象庁	活用
2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間確保のための水防活動の取組												
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化												
	・水防団等が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加	IJKL	平成29年度～	○	○	○	○	○	○	中国地整 気象庁	参加
	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・水防管理団体が行う訓練への参加	IJKL	H28年度～	○	○	○	○	○	○	中国地整 気象庁	参加
	・水防活動の担い手となる水防団員の募集及び水防協力団体の募集・指定を促進	・広報誌やホームページ等で広く募集していく	IJKL	H28年度～	○	○	○	○	○	○		参加
	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実及び機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	・浸水想定区域内の庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有	ABCDE	H29年度～	○	○	○	○	○	○	中国地整	
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・地域の建設業者も組み込んだ水防支援体制の検討を実施し、構築する	IJKL	H28年度～	○	○	○	○	○	○		
2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組												
■排水計画(案)の作成および排水訓練の実施												
	・排水機場・樋門・水門等の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画を検討及び訓練の実施	・排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	R	平成29年度～	○	○	○	○	○	○	中国地整	参加

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成29年1月）」等を踏まえた緊急対策～

平成29年6月20日

国土交通省

平成27年9月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成28年8月、台風10号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年（平成33年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力で推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申),平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申),平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1)水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

(2)円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進:国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保:平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等 (他4項目)

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知:平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進:平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 (他2項目)

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計:国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策:国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (他1項目)

(6)減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援:防災・安全交付金による支援 　・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援:平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

(3)的確な水防活動のための取組

①水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検:毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実:水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達:各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実:耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善:平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定:浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5)河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備:国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進:「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等 (他3項目)

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

- ・流木による流下阻害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	・毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表		



協議会の開催状況

＜協議会での取組事項＞

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し）
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿川市町村で避難動着目型の水害対応タイムラインを作成	毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			
平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で、対象となる市町村を検討・調整	協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成			

水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知）			

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催	平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有			
平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画を検討・作成。とりまとめた知見については協議会等の場で共有。				

防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援	国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有	引き続き、防災教育の実施を支援		
学習指導要領改訂 (平成29年3月31日)	学習指導要領改訂 (平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の周知・徹底・移行期間)		学習指導要領改訂 (平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の全面実施)		

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

H29.12 中小河川緊急治水対策プロジェクトを踏まえ修正 ※都道府県管理河川については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言とする。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
(1)大規模氾濫減災協議会の設置		
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模氾濫減災協議会の設置 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を全129地区で設置し、5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月までに「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を175地区で設置。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」へ移行。水防法の改正を受けて、「地域の取組方針」を再確認し、減災対策を充実。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」へ移行、又は新たに「都道府県大規模氾濫減災協議会」を設置し、各協議会において「地域の取組方針」をとりまとめ。 ※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」については、以下「協議会」という。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施。 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表。
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組		
①情報伝達、避難計画等に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築) 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国管理河川では109水系に係る全ての市町村でホットライン構築。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県管理河川ではホットラインを12県249市町村で構築。 ・平成29年2月に都道府県向けに「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン(案)」を作成・通知。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<p>・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)</p>	<p>【国管理河川】 ・平成29年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成。 ・全国15地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者^(※1)による多様な防災行動^(※2)を対象とした水害対応タイムラインを作成。</p> <p>(※1) 市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 (※2) 要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応</p> <p>【都道府県管理河川】 ・平成29年4月までに、15府県117市町村で水害対応タイムラインを作成。 ・平成28年8月に都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。 ・平成29年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。</p>	<p>【国管理河川】 ・平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者^(※1)による多様な防災行動^(※2)を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。</p>
<p>・水害危険性の周知促進</p>	<p>【都道府県管理河川】 ・平成29年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定促進について」を通知。 ・平成29年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表し、都道府県に通知。</p>	<p>【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」ととりまとめ。 ・平成33年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。) ・毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。</p>
<p>・ICTを活用した洪水情報の提供</p>	<p>【国管理河川】 ・平成29年6月15日までに国管理河川68水系412市町村で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ・平成28年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始(GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等)。</p>	<p>【国管理河川】 ・平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防災情報」をプラットフォームとして提供するなど技術的な支援を実施。</p>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<ul style="list-style-type: none"> 隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記載。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設への説明会の開催。(平成29年6月までに全47都道府県で実施済み) 平成29年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。 平成29年6月に「土砂災害警戒避難ガイドライン」を改訂するとともに、「避難確保計画作成の手引き」(土砂災害)を作成。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。 平成33年度までに対象の要配慮者利用施設(浸水:31,208施設、土砂災害:7,325施設(重複含む)[*])における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。(※平成28年3月現在の施設数) 避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。
<p>②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月までに全109水系において作成・公表。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年出水期までに、協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」にとりまとめ、順次作成・公表。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<ul style="list-style-type: none"> ・水害ハザードマップの改良、周知、活用 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。 ・平成29年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・浸水実績等の周知 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。
<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の促進 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。 ・平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 (防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項		
<p>・危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備</p>	<p>＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 ・平成29年6月、革新的河川管理プロジェクト^(※1)で開発中の危機管理型水位計^(※2)による試験計測を開始。</p> <p>＜河川監視用カメラ＞ 【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間^(※3)に設置完了。</p> <p>(※1) IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト (※2) 低コストで自治体でも導入しやすいクラウド型・メンテナンスフリー水位計 (※3) 平成28年1月時点</p>	<p>＜危機管理型水位計＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。 【国管理河川】 ・平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。(H29.11の緊急点検を踏まえH30年度までに約3000箇所を設置) 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。(H29.11の緊急点検を踏まえH32年度までに約5800箇所を設置)</p> <p>＜河川監視用カメラ＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発に着手。 【国管理河川】 ・河川監視用カメラの配置計画を見直し(設置目的に応じた性能最適化・集約化等)、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。</p>
<p>・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)</p>	<p>【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。 ・平成29年3月までに約541kmの対策を実施。</p>	<p>【国管理河川】 ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。</p>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<ul style="list-style-type: none"> 河川防災ステーションの整備 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月までに河川防災ステーションを48水系53河川94箇所整備。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方を検討・調整。

(3) 的確な水防活動のための取組

① 水防体制の強化に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の点検・見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。
<ul style="list-style-type: none"> 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組) 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深めるため、水防月間を実施。 毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。
<ul style="list-style-type: none"> 水防訓練の充実 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、水防団等の技術力向上のため、水防月間に水防訓練を実施。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施。
<ul style="list-style-type: none"> 水防団間での連携、協力に関する検討 	<p>—</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。
<ul style="list-style-type: none"> 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備) 	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。
(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
<ul style="list-style-type: none"> 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水計画を作成。 各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害軽減地区の指定 	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果等)提供を実施。 複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定に取り組む。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
(5)河川管理施設の整備等に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策) 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年関東・東北豪雨を受け、優先的に整備が必要な区間約1,200kmの内、平成29年3月末時点で、184km実施。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度までに優先的に整備が必要な区間約1,200kmを整備。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、優先区間を定めて順次実施。 ・緊急点検に基づく再度の氾濫防止対策約300kmを平成32年度目途で実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・流木や土砂の影響への対策 		<ul style="list-style-type: none"> ・H29.11の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等をH32年度までに約700溪流で整備。
<ul style="list-style-type: none"> ・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策) 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。 ・平成29年3月までに約541kmの対策を実施。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・ダム再生の推進 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を全国20ダムで実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理の123ダムで操作規則等の総点検を開始。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施。 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等を施設改良によるダム再生を実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理ダムにおいて、操作規則等の総点検を平成29年度中に実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用を見直し。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<p>・樋門・樋管等の施設の 確実な運用体制の 確保</p>	<p>＜操作が不要な樋門等の導入＞ 【国管理河川】 ・平成29年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の手引き」(案)を作成。</p>	<p>＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国管理河川】 ・平成29年度内にフラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度内に津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。</p> <p>＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。</p>
<p>・河川管理の高度化の 検討</p>	<p>【国管理河川】 ・平成29年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト^(※1)で開発中の陸上・水中ドローン^(※2)および全天候型ドローン^(※3)による試験飛行・試験計測を開始。</p> <p>(※1) IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト (※2) 陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン (※3) 降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン</p>	<p>【国管理河川】 ・平成29年度中に、河川堤防や河床の形状を面的に計測し河川管理の高度化を図る陸上・水中ドローンと、降雨・強風時でも飛行し災害発生現場等の映像等を迅速に収集する全天候型ドローンを開発し、平成30年から開発したドローンを順次配備予定。</p> <p>【都道府県河川】 ・開発したドローンについて平成29年度内に国から都道府県へ情報提供。</p>
(6) 減災・防災に関する国の支援		
<p>・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援</p>	<p>【都道府県管理河川】 ・平成29年度より防災・安全交付金の制度を拡充。 (ハード対策を実施している河川の沿川におけるソフト対策だけでなく、流域内で実施するソフト対策についても新たに防災・安全交付金の対象)</p>	<p>【都道府県管理河川】 ・防災・安全交付金により、水防災意識社会再構築の取組を支援。</p>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<ul style="list-style-type: none"> 代行制度による都道府県に対する技術支援 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行する制度を創設。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。
<ul style="list-style-type: none"> 適切な土地利用の促進 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等により、浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。 不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度中に浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して平成29年度中を目途に災害危険区域指定に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。
<ul style="list-style-type: none"> 災害時及び災害復旧に対する支援 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCEを派遣し、排水ポンプ車による緊急排水、被災状況調査等の被災地支援を実施。 国土交通大学校、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。 国、都道府県等の関係者が一体となった実動訓練等を実施。(平成28年実績18回) 平成29年4月に、「災害復旧・改良復旧事業におけるICTの活用について(事例集)」及び「TEC-FORCEによる被災状況調査におけるICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムを作成し、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。
<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の地方公共団体との共有体制強化 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年9月から、DiMAPS(統合災害情報システム)の運用を開始。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度中に、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。

その他、『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』(平成27年12月、社会資本整備審議会答申)及び『中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について』(平成29年1月、社会資本整備審議会答申)を受け、進めている調査研究等の取組(「堤防の連続的な高さについての調査の実施」、「水防活動の効率性の向上」、「リアルタイムで浸水区域を把握する技術の開発」、「中小河川における洪水予測技術の開発」、「ダムへの流入量の予測精度の向上」、「水害リスクの把握に関する調査研究」、及び「近年の降雨状況の計画への適切な反映」)については、長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。

緊急行動計画への対応の流れ

全 国

岡山三川

【平成27年度】

平成27年9月関東・東北豪雨

平成27年12月10日
答申

大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について
～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～

平成27年12月11日

『水防災意識社会 再構築ビジョン』策定

【平成28年度】

各減災協議会取組方針策定

8月 4日

第1回減災対策協議会

平成28年8月台風10号等

10月27日

第2回減災対策協議会

平成29年1月11日
答申

中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について

取組方針策定

【平成29年度】

平成29年6月19日
施行

水防法等の一部改正

5月22日

第3回減災対策協議会

フォローアップ

『水防法等の一部を改正する法律の施行について』
国水政第12号
『水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について』国水政第13号他
『河川法第16条の4及び水資源機構法第19条の2に基づく権限代行制度の創設について』国水政第14号他

平成29年6月20日

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

2月 2日

第4回減災対策協議会

【平成30年度】

5月頃予定

第5回減災対策協議会

フォローアップ

【平成31年度】

フォローアップ

【平成32年度】

フォローアップ

【平成33年度】

フォローアップ

※毎年フォローアップを実施

フォローアップ